

徳島労働局・各労働基準監督署

徳島労働局

〒770-0851

徳島市徳島町城内 6-6

徳島地方合同庁舎

電話：(088) 652-9164

(健康安全課直通)

FAX：(088) 622-3570

URL <http://jsite.mhlw.go.jp/tokushima-roudoukyoku/home.html>



■徳島労働基準監督署

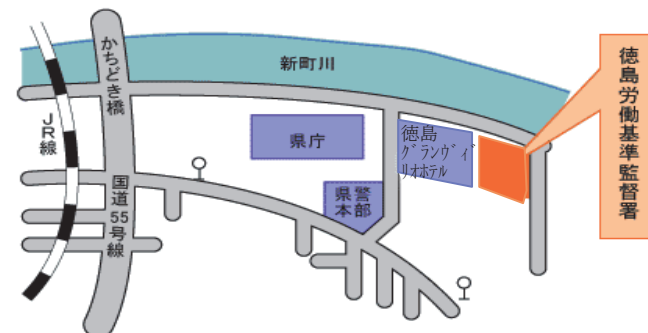
〒770-8533

徳島市万代町 3-5 徳島第二地方合同庁舎

電話：(088) 622-8138

FAX：(088) 622-8162

管轄：徳島市、小松島市、吉野川市、
名東郡、名西郡、勝浦郡



■鳴門労働基準監督署

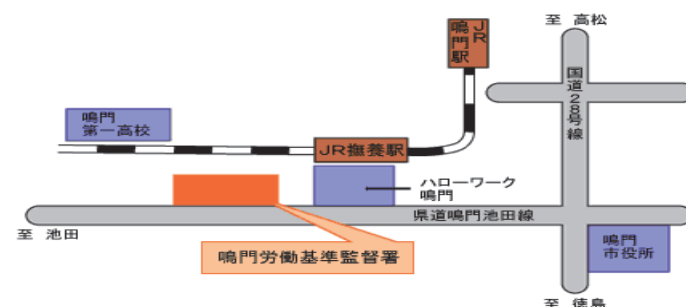
〒772-0003

鳴門市撫養町南浜字馬目木 119-6

電話：(088) 686-5164

FAX：(088) 686-5165

管轄：鳴門市、阿波市、板野郡



■三好労働基準監督署

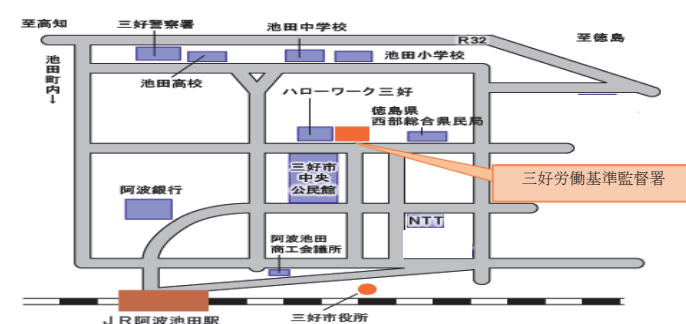
〒778-0002

三好市池田町マチ 2429-12

電話：(0883) 72-1105

FAX：(0883) 72-1106

管轄：美馬市、三好市、美馬郡、三好郡



■阿南労働基準監督署

〒774-0011

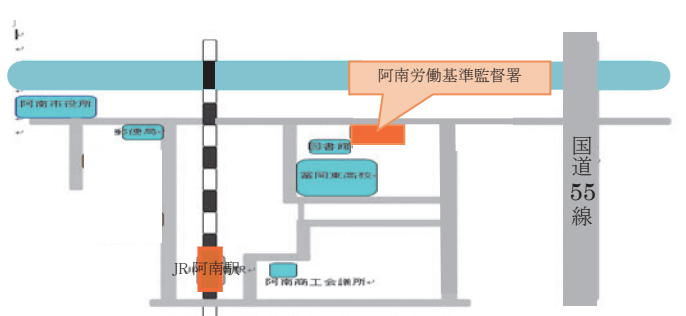
阿南市領家町本荘ヶ内 120-6

阿南労働総合庁舎

電話：(0884) 22-0890

FAX：(0884) 22-4373

管轄：阿南市、那賀郡、海部郡



令和 6 年度版 安全衛生の概況

2024

Occupational Health & Safety



はじめに

1. 全国の労働災害発生状況

（１）労働災害発生状況の推移（昭和58年～令和５年）	2
（２）業種別労働災害発生状況（令和５年）	2
（３）事故の型別労働災害発生状況（令和５年）	3

2. 徳島県の労働災害発生状況

（１）労働災害発生状況の推移（平成５年～令和５年）	4
（２）徳島県の死亡労働災害発生状況（平成25年～令和５年）	5
（３）徳島県内の死亡労働災害一覧（令和５年）	6
（４）業種別死傷労働災害発生状況（休業４日以上）	7
（５）事故の型別労働災害発生状況（休業４日以上）	8
（６）転倒災害の発生状況（休業４日以上）	9

3. 徳島県の職業性疾病等の状況

（１）定期健康診断結果の推移	10
（２）業務上疾病発生状況（平成30年～令和５年）	11
（３）業務上疾病発生状況（災害性腰痛）	12
（４）職場における熱中症による死傷災害の発生状況	13

4. 安全衛生関係資料

（１）「徳島第14次労働災害防止推進計画」のポイント	14
（２）転倒災害防止対策の推進	16
（３）エイジフレンドリーな職場づくりを進めましょう	18
（４）荷役作業時の災害防止対策の強化	22
（５）交通労働災害防止対策の推進について	28
（６）一人親方等や労働者以外の作業者に対する安全上の保護措置の義務化	30
（７）皮膚等障害化学物質の取扱い時の不浸透性保護具の着用	32
（８）熱中症対策について	40

5. 関係機関等のご案内

（１）労働災害防止団体・関係機関等	42
（２）徳島労働局登録教習機関	43
（３）登録特定自主検査業者	44

6. 徳島労働局・各労働基準監督署窓口一覧

46

7. 統一ロゴマークの推奨

47



は じ め に

令和5年の全国における新型コロナウイルス感染症へのり患によるものを除いた労働災害による死亡者数（以下「死亡者数」）は755人で前年比19人減と過去最少となりましたが、休業4日以上之死傷者数（以下「死傷者数」）は135,371人で前年比3,016人増となり、3年連続で増加となりました。

また令和5年の徳島県内における新型コロナウイルス感染症り患者を除いた労働災害の発生状況は、死亡者数が6人で前年より3人減少し、死傷者数が796人で前年より118人減少しました。

しかしながら徳島県内の労働者の健康確保に関する状況は、令和5年の定期健康診断での有所見率が61.4%となり、全国の有所見率である58.9%より2.5ポイント高くなっています。

徳島労働局では、徳島県における労働災害を減少させ、働く者の健康確保を図るため、令和5年度を初年度として、事業者及び労働者等が重点的に取り組む事項を定めた「徳島第14次労働災害防止推進計画」（以下、「14次防」という。）（令和5年度～令和9年度）を推進しているところです。

14次防では、8つの重点対策（①労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進、②高年齢労働者の労働災害防止対策の推進、③業種別の労働災害防止対策の推進、④多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進、⑤労働者の健康確保対策の推進、⑥化学物質等による健康障害防止対策の推進、⑦自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発、⑧個人事業主等に対する安全衛生対策の推進）について、それぞれの達成目標である「アウトプット指標」を定めるとともに、これを達成することにより期待される災害低減効果を「アウトカム指標」として定め、各重点対策を推進することにより、最終的には「令和4年の9人と比較して、令和9年には死亡者数が3人減少となる、死傷者数（新型コロナウイルス感染症り患者を除く）が令和4年と比較して令和9年に減少に転ずる」ことを目指すものです。

令和5年度の14次防におけるアウトプット指標、及びこの各アウトプット指標に対応するアウトカム指標の進捗状況については概ね順調な滑り出しとなっており、その成果は労働災害の減少に反映されているところです。

労働災害減少傾向を今後も継続し、健康診断の有所見率を減少へと反転させるため、各企業の皆様方をはじめ、関係行政機関、関係団体等と連携して取組を進めてまいります。

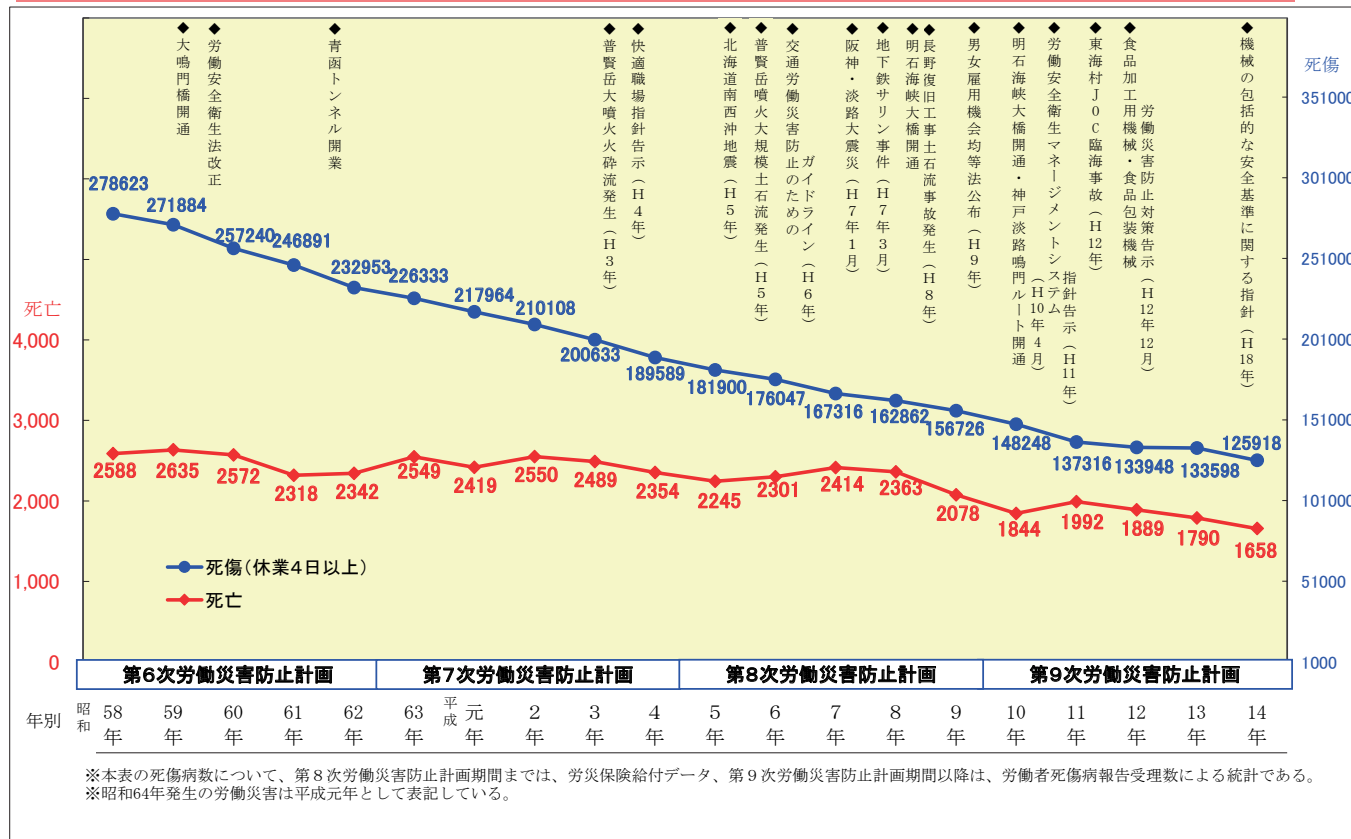
また、14次防の重点対策以外でも、治療と就労の両立支援対策に取り組むほか、受動喫煙防止、メンタルヘルス対策や恒常的な長時間労働の解消、働き方・休み方の見直し等についても併せて推進してまいります。

令和6年5月吉日

徳島労働局長 竹中 郁子

1 全国の労働災害発生状況

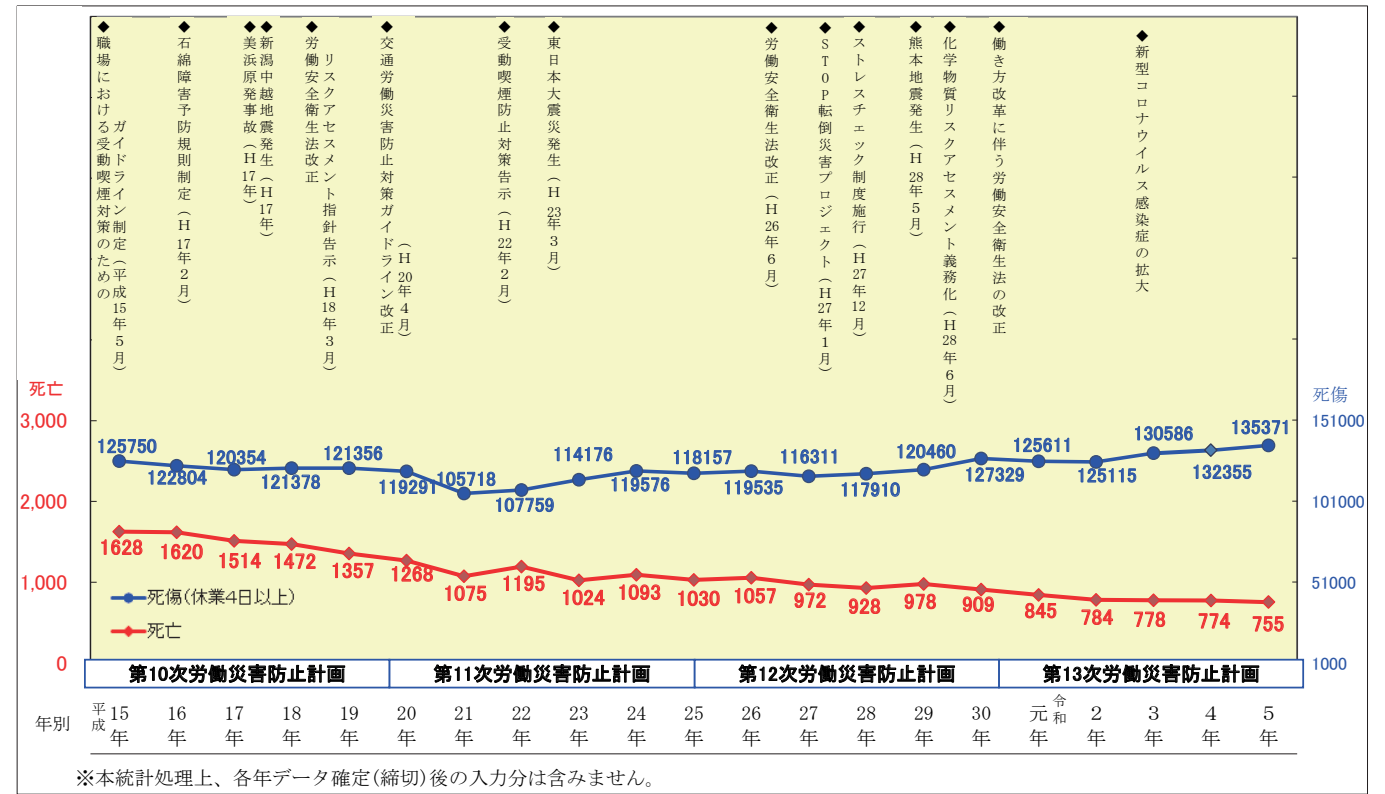
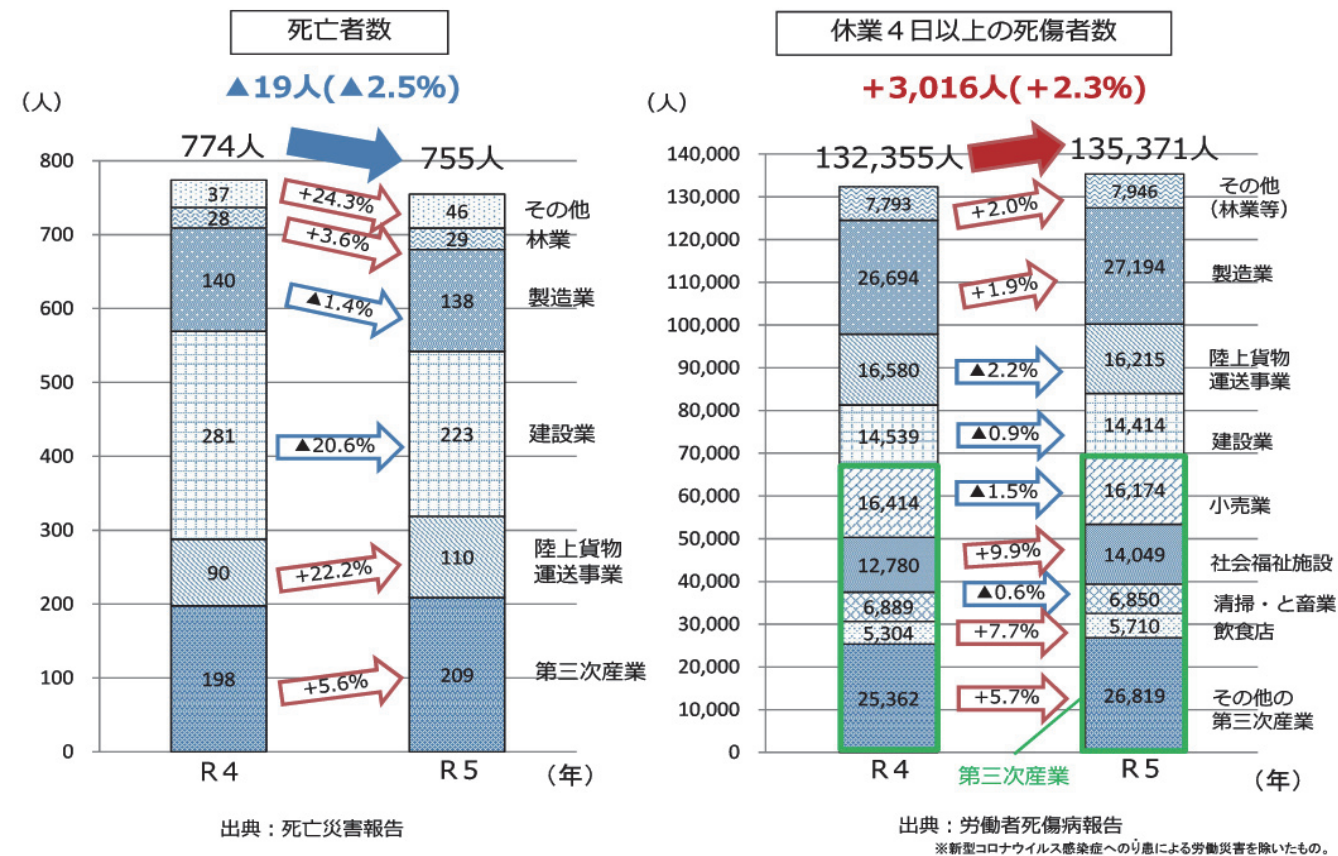
(1) 労働災害発生状況の推移（昭和58年～令和5年）



(2) 業種別労働災害発生状況（令和5年）

令和5年 業種別労働災害発生状況（確定値）

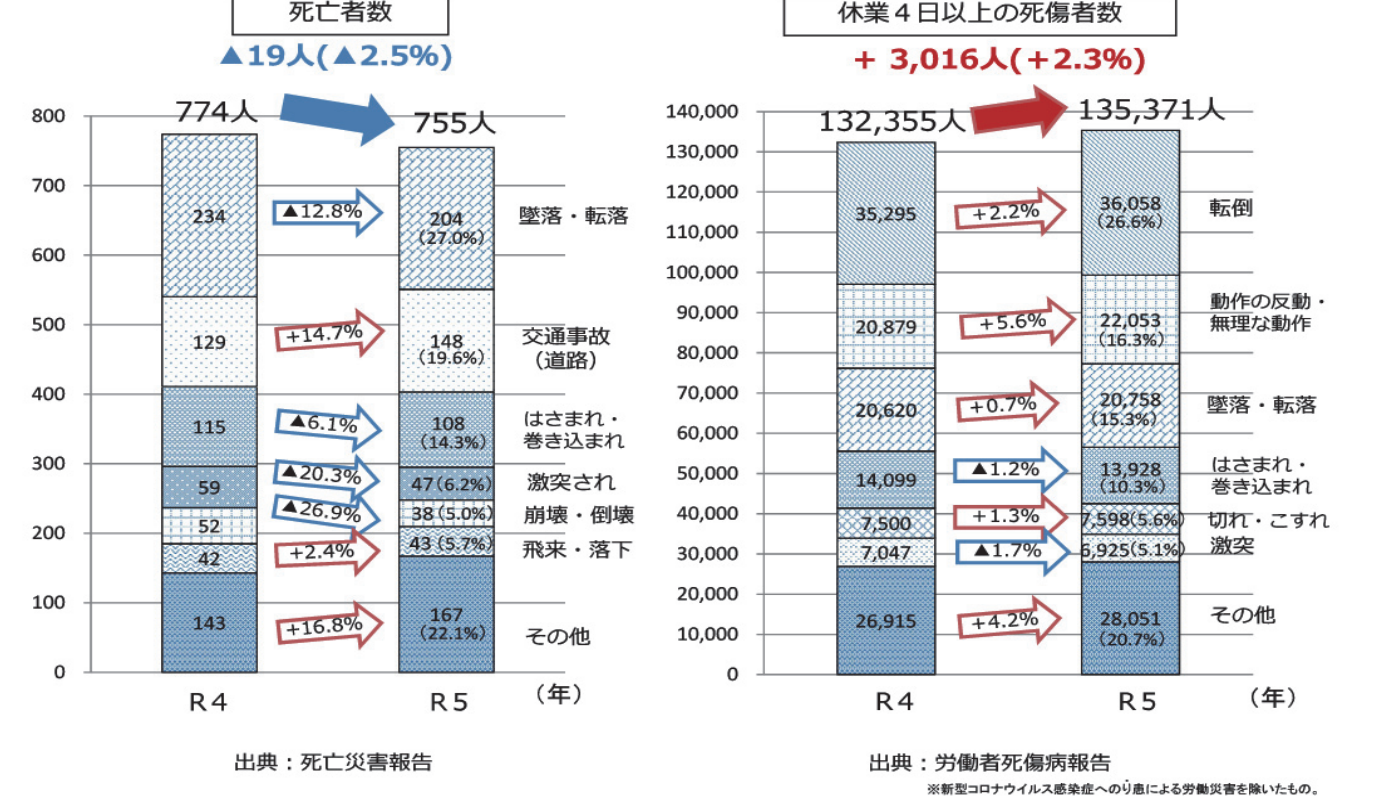
○ 令和5年1月1日から12月31日までに発生した労働災害について、令和6年4月8日までに報告があったものを集計したもの



(3) 事故の型別労働災害発生状況（令和5年）

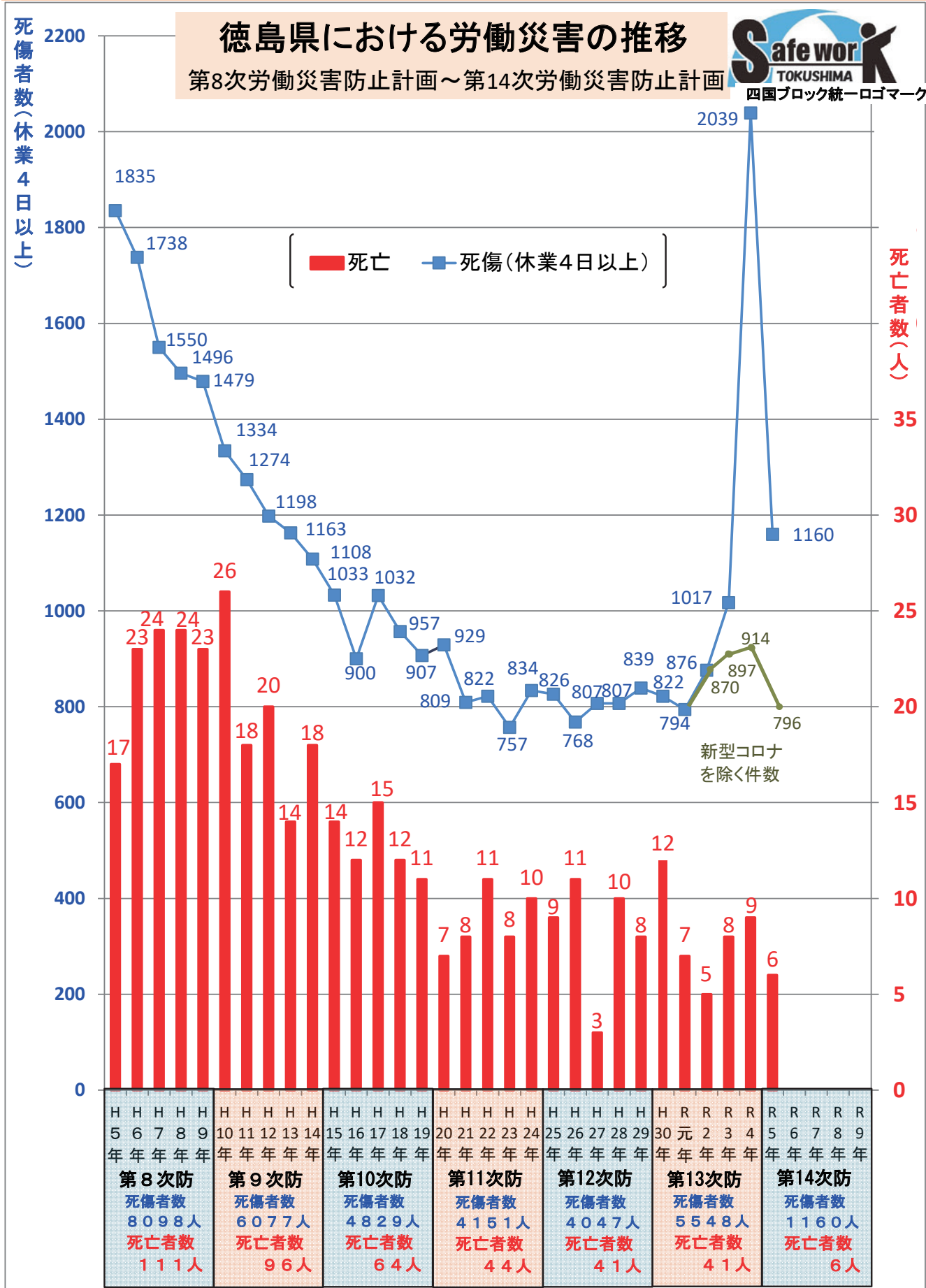
令和5年 事故の型別労働災害発生状況（確定値）

○ 令和5年1月1日から12月31日までに発生した労働災害について、令和6年4月8日までに報告があったものを集計したもの



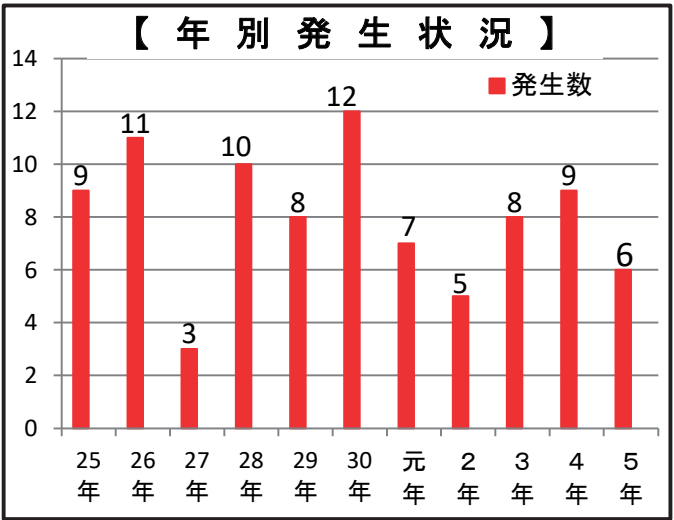
2 徳島県の労働災害発生状況

(1)労働災害発生状況の推移(平成5年～令和5年)



(2) 徳島県の死亡労働災害発生状況(平成25年～令和5年)

(※ 各表の単位:「人」)



②年齢別(死亡者数)

年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	計
年齢												
～19						1						1
20～29	1	1		1	1		1		1			6
30～39	2	3		1	2	2	1			1	1	13
40～49	1	1			1			1		3		7
50～59	1	1	1	3		3	3	3	3	1		19
60～65	2	1		1	2	2	2	1	1	2	2	16
65歳以上	2	4	2	4	2	4			3	2	3	26
計	9	11	3	10	8	12	7	5	8	9	6	88

①業種別(死亡者数)

年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	計
業種												
製造業	2	3		3	1	2	2			1		14
建設業	4	5		2	4	4	3	3	3	4	2	34
道路貨物運送			2	1		1	1	1	1	3		10
林業		2			1						1	4
三次産業			1	1		1		1			2	6
小売業												
小売以外	3	1		1	1	2			3		1	12
上記以外				2	1	2	1		1	1		8
計	9	11	3	10	8	12	7	5	8	9	6	88

③規模別(死亡者数)

年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	計
規模												
1～9人	4	8	1	8	6	7	3	1	3	2	2	45
10～29		1	1	1	2	2	1	3	3	2	4	20
30～49	4	1	1	1		2	1	1	1	3		15
50～99	1								1	1		3
100～299		1				1	1			1		4
300～499							1					1
500人以上												
計	9	11	3	10	8	12	7	5	8	9	6	88

④事故の型別／起因物別【平成25年から令和5年】(死亡者数)

事故の型	建機等	設備	一動機	般力動機	他力動機	動力クレーン等	動力運搬機	乗物	用具	建築物・構築物等	物質・材料荷	環境等	左記以外の起因物	計
墜落・転落	4					2	5	1	1	10		1	2	26
転倒							1			2				3
飛来・落下	1					2	1					1		5
崩壊・倒壊	1									2		2		5
激突され	2					1	2		1			2	1	9
はさまれ・まきこまれ	2	1		2			3	2			1			11
切れ・こすれ				1										1
おぼれ								1		1		4		6
爆発・破裂											1			1
交通事故						1	9	8						18
上記以外の型												1	2	3
計	10	1	3	3	6	21	12	2	15	2	11	5		88

(3)徳島県内の死亡労働災害一覧（令和5年）

No.	発生月	事故の型	起因物	業種	性別	職種等
	時間			事業場規模	年齢	
①	3月	はさまれ、巻き込まれ	乗用車	小売業	男	販売員
	17時台			1～9人	60歳代	
	事業場内設備確認中、顧客の運転する車に轢かれた					
②	4月	おぼれ	水	社会福祉施設	男	介護職員
	8時台			20～29人	60歳代	
	訪問介護職員が、利用者と共に海に転落した。					
③	7月	墜落・転落	足場	建築業	男	作業員
	15時台			1～9人	30歳代	
	吊り足場組立作業中、墜落した。					
④	7月	高温・低温の物との接触	高温・低温環境	その他建設業	男	作業員
	17時台			20～29人	60歳代	
	商品の配送・取付業務後、熱中症により体調が急変した。					
⑤	11月	交通事故	バイク	小売業	男	配達員
	4時台			10～19人	70歳代	
	バイクで配達中、トラックが衝突した。					
⑥	12月	墜落・転落	分類不能	木材伐出業	男	作業員
	14時台			20～29人	60歳代	
	山林で作業中、転落した。					

(4)業種別死傷労働災害発生状況（休業4日以上）（コロナリ患者を除く）

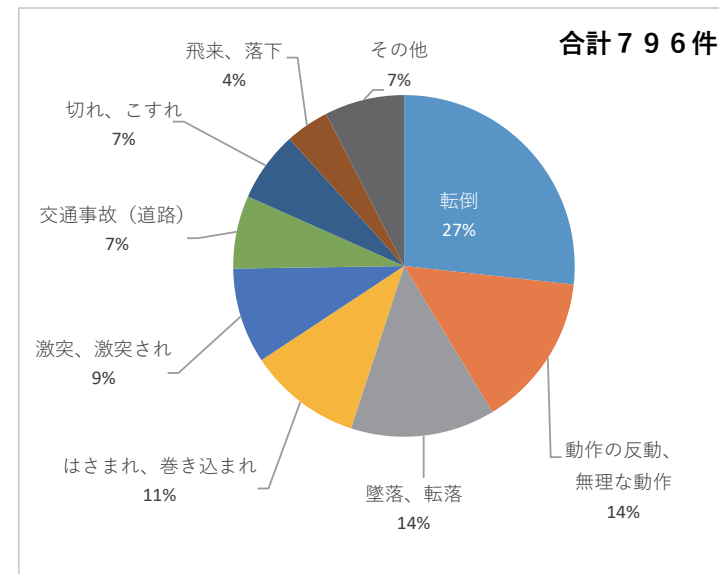
令和5年確定値														
		第13次防期間実績					第14次防推進計画					対前年同期比較		
		発 生 状 況					発生状況							
		平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	前年同期	令和5年	対前年同期比
製 造 業	食 料 品 製 造 業	54	53	61	66	66	43					66	43	-34.8%
	木 材 木 製 品 製 造 業	16	24	13	16	19	25					19	25	31.6%
	家 具 装 備 品 製 造 業	19	7	14	9	9	13					9	13	44.4%
	紙、印刷製本製造業	5	12	12	9	13	9					13	9	-30.8%
	化 学 工 業	18	25	12	25	21	26					21	26	23.8%
	窯業土石製品製造業	10	11	5	11	8	12					8	12	50.0%
	金 属 製 品 製 造 業	22	19	14	15	23	12					23	12	-47.8%
	一 般 機 械 器 具 製 造 業	10	9	7	7	8	8					8	8	0.0%
	輸 送 用 機 械 製 造 業	12	10	6	8	7	8					7	8	14.3%
	上 記 以 外 の 製 造 業	25	15	26	31	25	24					25	24	-4.0%
計		191	185	170	197	199	180					199	180	-9.5%
建 設 業	土 木 工 事 業	36	50	63	49	43	38					43	38	-11.6%
	建 築 工 事 業	60	81	64	54	71	55					71	55	-22.5%
	そ の 他 の 建 設 業	29	16	30	29	21	32					21	32	52.4%
	計	125	147	157	132	135	125					135	125	-7.4%
運 輸 交 通 業	道 路 貨 物 運 送 業	88	75	76	95	85	74					85	74	-12.9%
	そ の 他 の 運 輸 交 通 業	10	8	7	6	9	7					9	7	-22.2%
	計	98	83	83	101	94	81					94	81	-13.8%
林 業		31	8	18	19	29	22					29	22	-24.1%
第 三 次 産 業	小 売 業	78	78	96	88	108	77					108	77	-28.7%
	医 療 保 健 業	43	33	47	57	50	36					50	36	-28.0%
	社 会 福 祉 施 設	64	63	88	70	75	72					75	72	-4.0%
	飲 食 店	22	22	25	32	34	33					34	33	-2.9%
	清 掃 ・ と 畜 業	39	46	42	41	41	30					41	30	-26.8%
	通 信 業	17	23	19	21	16	14					16	14	-12.5%
	上 記 以 外 の 第 三 次 産 業	82	78	98	108	105	95					105	95	-9.5%
計		345	343	415	417	429	357					429	357	-16.8%
上 記 以 外 の 事 業		32	28	27	31	28	31					28	31	10.7%
合 計		822	794	870	897	914	796					914	796	-12.9%

新型コロナウイルス感染症の件数 令和2年（6件）、令和3年（120件）令和4年（1125件）（1125件）（364件）

(5) 令和5年事故の型別労働災害発生状況(休業4日以上)(コロナリ患者を除く)

① 全業種/事故の型別発生状況(令和5年)

※資料出所:労働者死傷病報告による

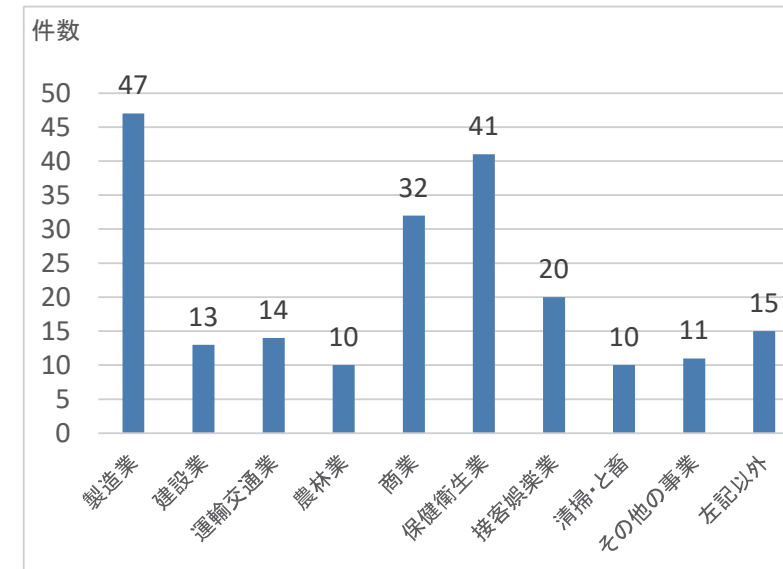


徳島県内で令和5年に発生した休業4日以上の労働災害796件に関して、事故の型別でみると「転倒」による災害が213件と最も多く、全体の1/4以上を占めており、次いで「動作の反動・無理な動作」や「墜落・転落」による災害が続いている。

(6) 転倒災害の発生状況(休業4日以上)

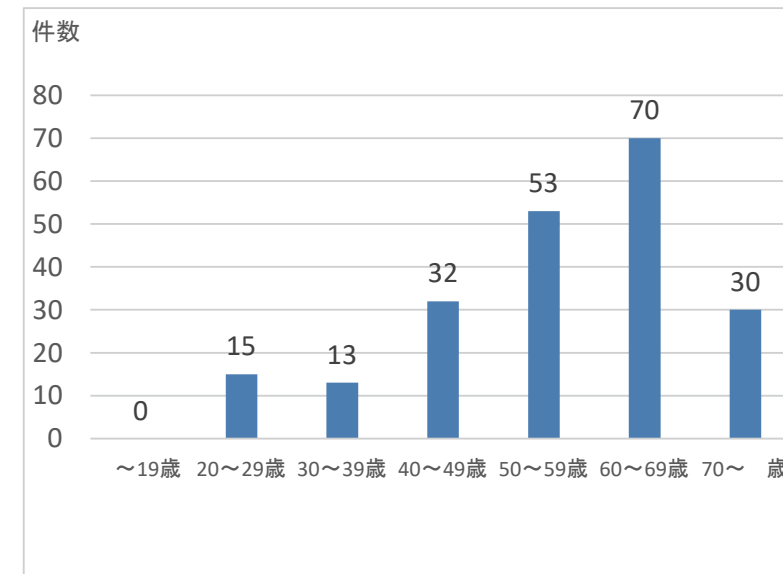
① 業種別発生状況(令和5年)

※資料出所:労働者死傷病報告による



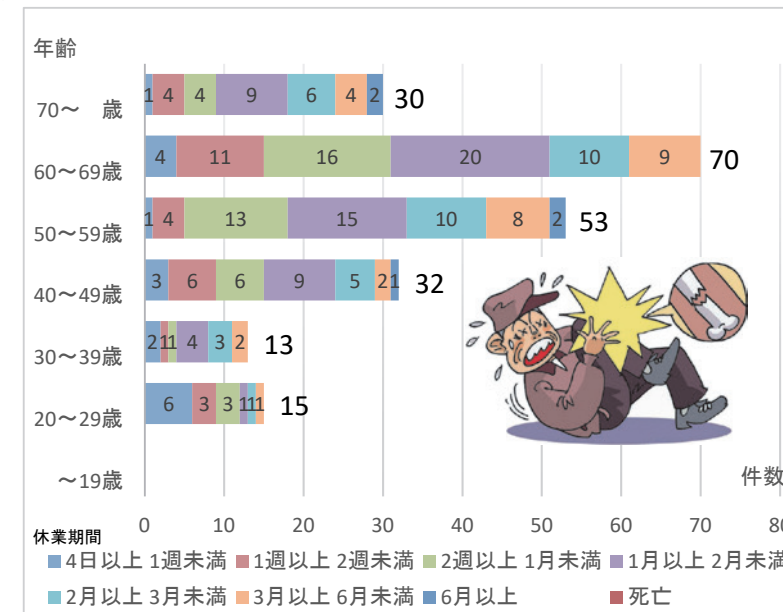
徳島県内で令和5年に発生した「転倒」災害による死傷者数は、合計で213人であり、業種別の内訳を見ると、製造業が最も多く、次いで保健衛生業、商業の順となっている。

② 年齢別発生状況(令和5年)



年齢別で見ると、年齢が上がるとともに転倒災害発生件数増加しており、60歳から69歳が最も多く、50歳以上の合計では153件となり、全体の71.8%を占めている。

③ 年齢別/被災程度別発生状況(令和5年)



年齢別/被災程度別で見ると、年齢が上がるとともに療養に要する休業期間が長期化する傾向にあることが認められる。

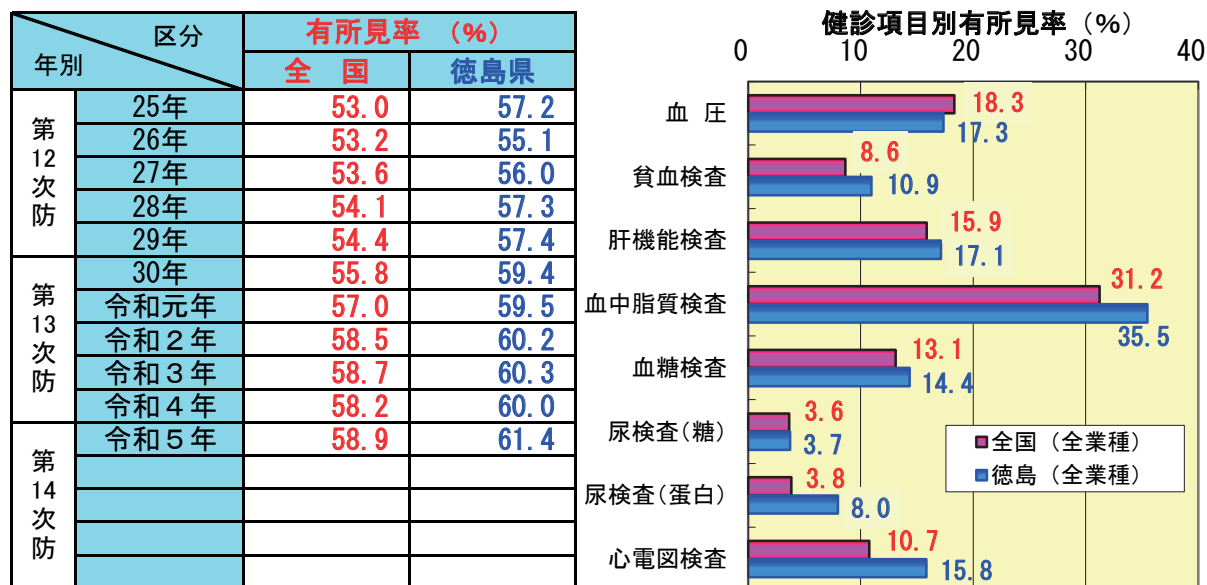
3 徳島県の職業性疾病等の状況

(1) 定期健康診断結果の推移

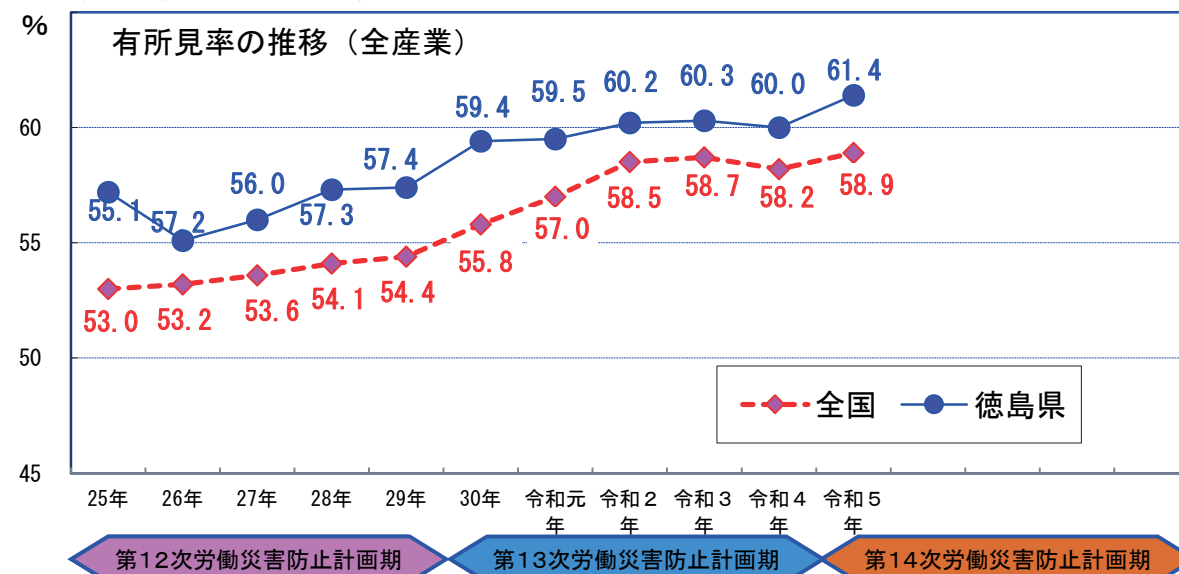
令和5年健康診断項目別有所見率の状況

業種 項目	全国の 有所見率	徳島県の有所見率 (%)				
		全業種	製造業	建設業	運輸交通	商業
聴力 (1000Hz)	3.8	4.5	3.8	6.9	6.8	7.0
聴力 (4000Hz)	7.2	7.6	7.3	17.8	15.7	9.2
胸部X線検査	4.6	5.3	4.7	2.7	6.1	6.2
血圧	18.3	17.3	15.6	19.7	31.9	21.7
貧血検査	8.6	10.9	12.0	9.5	12.3	13.4
肝機能検査	15.9	17.1	19.1	16.3	24.7	15.1
血中脂質検査	31.2	35.5	37.5	26.3	46.2	31.6
血糖検査	13.1	14.4	15.8	13.3	17.7	17.0
尿検査 (糖)	3.6	3.7	3.3	6.1	7.3	3.5
尿検査 (蛋白)	3.8	8.0	7.9	9.9	13.1	5.4
心電図検査	10.7	15.8	18.3	10.8	15.5	19.4
所見のあった者	58.9	61.4	60.3	56.5	79.4	65.3

定期健康診断結果報告に基づく有所見率の推移



※有所見率の推移は集計データの精査・再集計を反映しています。

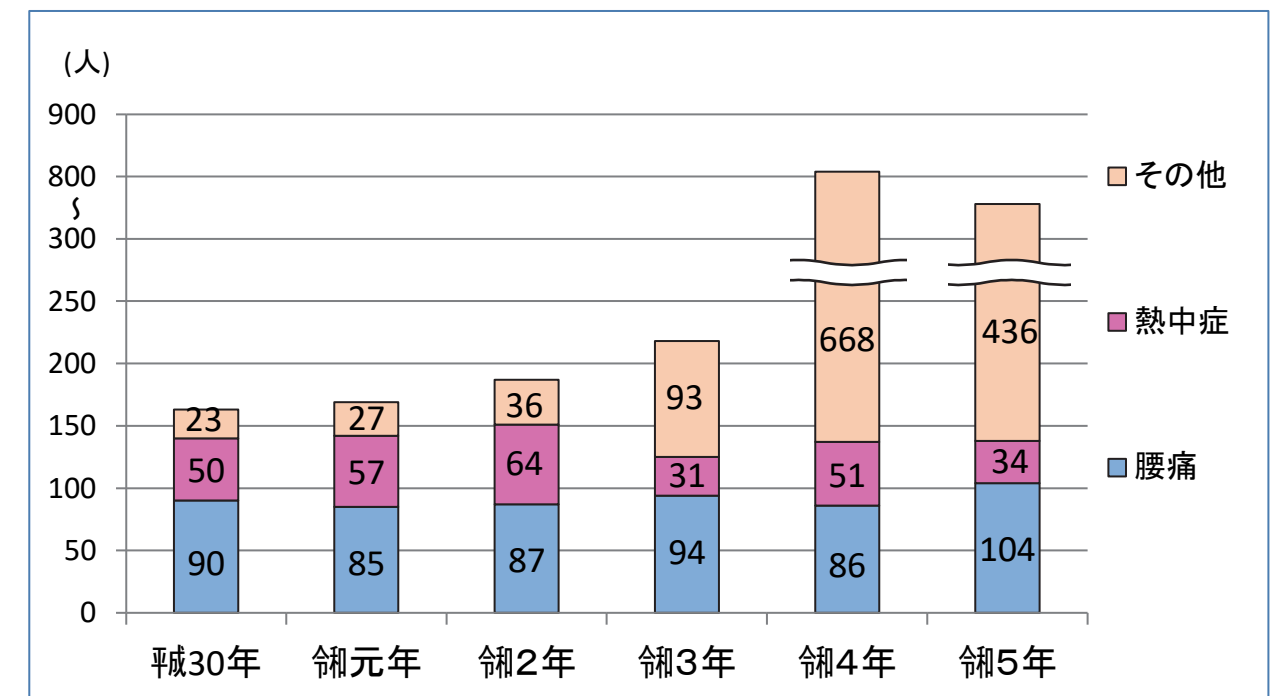


(2) 業務上疾病発生状況 (平成30年～令和5年)

(人)

疾病別	年度等	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
(1)負傷に起因する疾病 (うち腰痛)		91 (90)	90 (85)	93 (87)	97 (94)	93 (86)	106 (104)
物理的因子による疾病	(2)有害光線による疾病		1				
	(3)電離放射線による疾病						
	(4)異常気圧下における疾病		1				
	(5)異常温度条件による疾病 (うち熱中症)	50 (50)	57 (57)	64 (64)	31 (31)	51 (51)	34 (34)
	(6)騒音による耳の疾病	11	6	5	1	6	2
	(7)(2)～(6)以外の原因による疾病			1			
作業様態による疾病	(8)重激業務による運動器疾患と内臓脱		2				
	(9)負傷によらない業務上の腰痛						
	(10)振動障害	4	4	5	2	6	5
	(11)手指前腕の障害及び顎肩腕症候群	4	1	4	3	4	2
	(12)(8)～(11)以外の作業様態に起因する疾病		3				
(13)酸素欠乏症							
(14)化学物質による疾病(がんを除く)			2		24	4	8
(15)じん肺及びじん肺合併症			2	2	1	1	3
(16)病原体による疾病(新型コロナ含む)				13	56	638	412
がん	(17)電離放射線によるがん						
	(18)化学物質によるがん	2					
	(19)(17)、(18)以外の原因によるがん						
(20)過重労働による脳心		1					
(21)精神障害					2	1	1
(22)その他の業務によることの明らかな疾病					1	1	1
合計		163	169	187	218	805	574

※ 数値は、労災給付件数を計上した



（３）業務上疾病発生状況（災害性腰痛）

① 徳島労働局管内の業務上疾病（災害性腰痛）の発生状況

平成 26 年から令和 5 年までに県内の各労働基準監督署に請求された労災給付件数をベースに集計した災害性腰痛を含む業務上疾病の推移は図1のとおりです。
腰痛は例年 80～100 件程度発生しており、高止まりの状況が続いています。

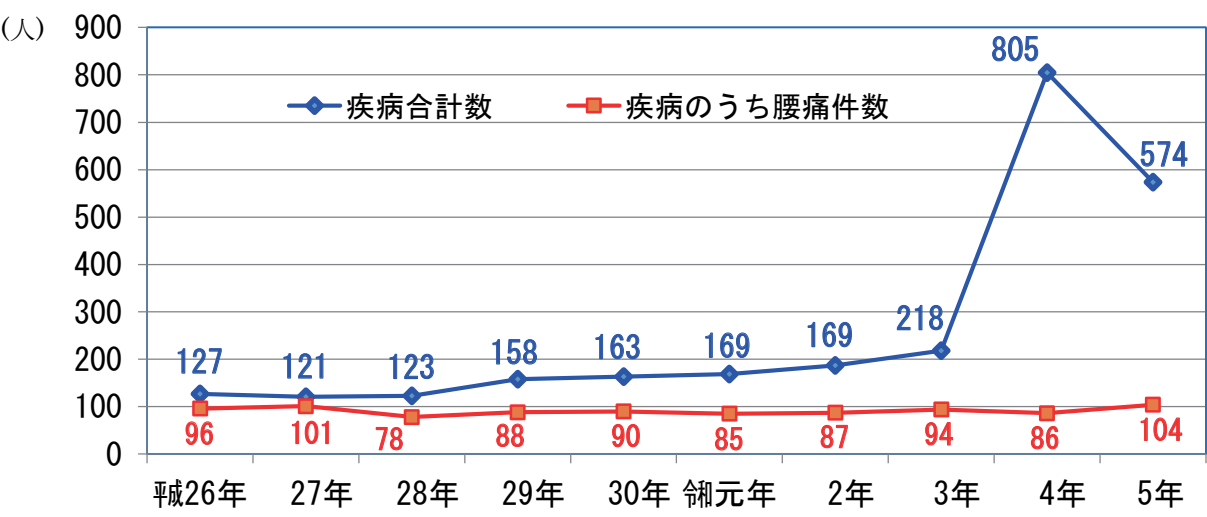
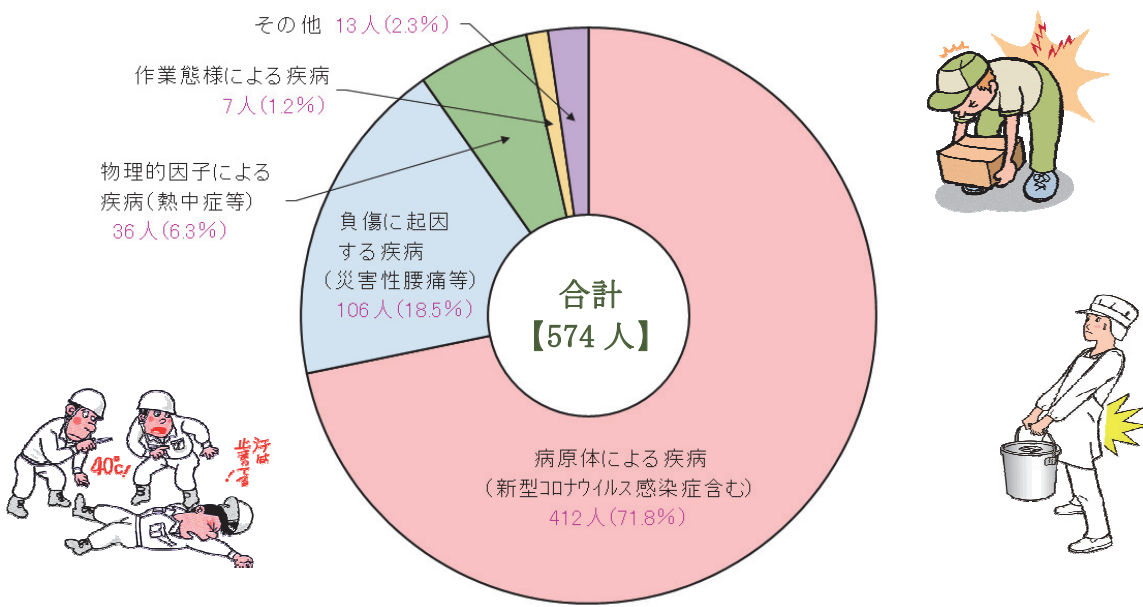


図 1 業務上疾病の発生状況（徳島県）（平成 26 年～令和 5 年）

② 災害性腰痛等の発生状況

令和5年に県内で発生した業務上疾病の内訳は、図2のとおりで、合計 574 人のうち「病原体による疾病（新型コロナウイルス感染症等）」が約 7 割を占めています。
また、病原体による疾病を除く 162 人のうち、「負傷に起因する疾病（災害性腰痛）」が約 6 割「物理的因子による疾病（熱中症等）」が約 2割を占めています。

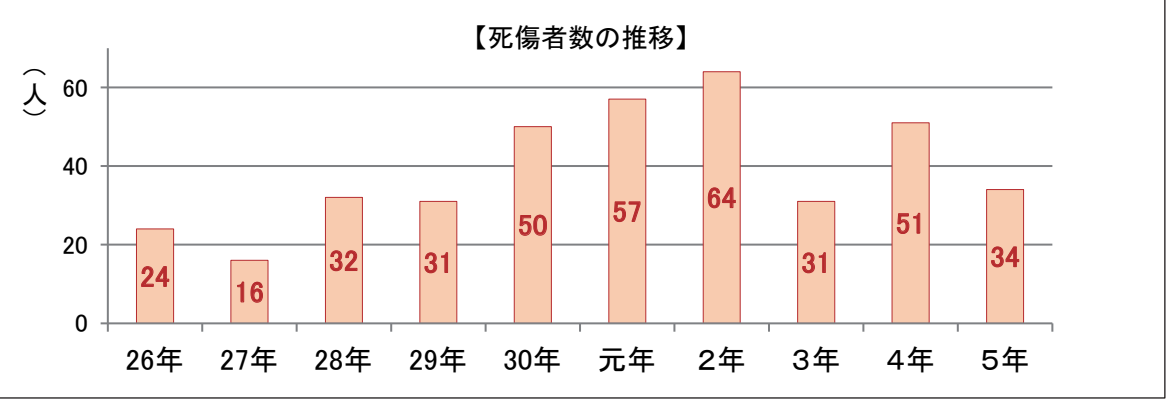
図 2 令和 5 年 業務上疾病の分類別発生状況（徳島県）



（４）職場における熱中症による死傷災害の発生状況

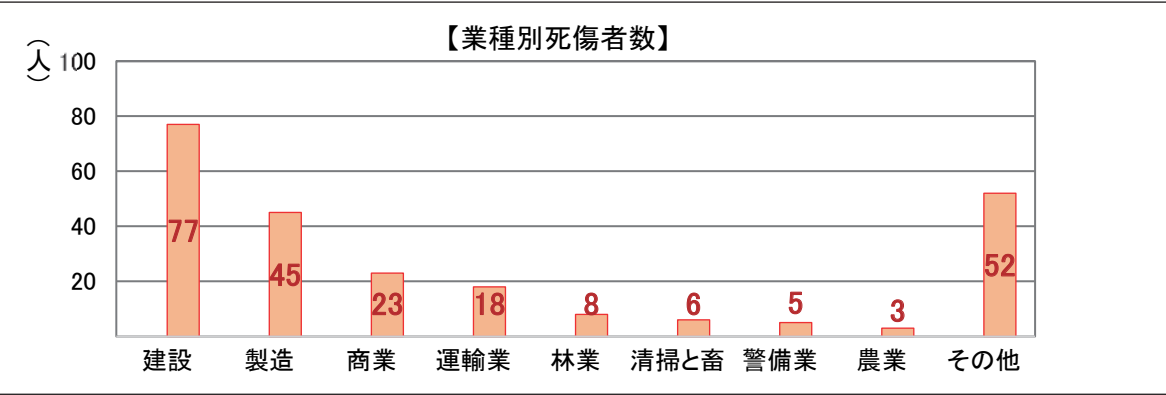
① 熱中症による死傷者数の推移（平成 26～令和 5 年）

令和5年の徳島県の熱中症による死傷者数は34人となりました。全国的には熱中症による重篤な労働災害が後を絶たない状況ですが、徳島県内では、熱中症による死亡災害も発生しています。



② 業種別発生状況（過去5年間の状況、令和元年～令和5年）

過去5年間（令和元年～令和5年）の業種別の死傷者数をみると、建設業が最も多く、次いで製造業で多く発生しており、全体の約5割がこれらの業種で発生しています。



③ 月別発生状況（令和元年～令和5年）

7、8月の発生率が高くなっています。

5年間合計	5月	6月	7月	8月	9月	左記以外	合計
発生件数	6	24	86	98	17	6	237
発生割合（％）	2.5	10.1	36.3	41.4	7.2	2.5	100

④ 時間帯別発生状況（令和元年～令和5年）

1 1 時台及び 1 5 時台の発生率が高くなっています。

発生時間帯	9時台以前	10時台	11時台	12時台	13時台	14時台	15時台	16時台	17時台	18時台以後
5年間合計										
発生件数	32	25	34	21	19	24	34	20	15	13
割合（％）	13.5	10.5	14.3	8.9	8.0	10.1	14.3	8.4	6.3	5.5

4 安全衛生関係資料

(1) 「徳島第14次労働災害防止推進計画」のポイント

徳島労働局では「徳島第14次労働災害防止推進計画」を策定し、国で定めた「労働災害防止計画」を推進します。令和5年度から5年間の目標や重点的に取り組むべき事項を定めることにより労働災害の減少を目指します。

◎徳島第13次防推進計画の結果と課題

労働災害による被災者数 令和4年（2022年）
・死亡者数：9人 ・死傷者数：2039人（休業4日以上）
■ 労働災害は長期的は減少しているが、転倒、動作の反動・無理な動作など行動災害による労働災害が増加している。また、新型コロナウイルス感染症り患者により労働災害は大幅に増加した。
■ 死亡災害は建設業での墜落、転落災害の占める割合が高い。要求性能墜落制止用器具を適切に使用した墜落防止対策が課題である。

◎徳島第14次防推進計画の重点事項

労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

高年齢労働者の労働災害防止対策の推進

業種別の労働災害防止対策の推進

多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進

労働者の健康確保対策の推進

化学物質等による健康障害防止対策の推進

自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発

個人事業主等に対する安全衛生対策の推進

上の重点事項における取組の進捗状況を確認する指標をアウトプット指標として設定し、アウトカム（達成目標）を定めています。アウトカム指標を達成し、

令和9年における死亡災害を6人以下、死傷者数を令和4年より減少させることを目指しています。

◎徳島第14次防推進計画における指標

アウトプット指標	アウトカム指標
○労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進	
・転倒災害対策（ハード・ソフト両面）に取り組む事業場の割合を令和9年までに50%以上とする。 ・卸売業・小売業／医療・福祉の事業場における正社員以外への安全衛生教育の実施率を令和9年までに80%以上とする。	・増加傾向にある転倒による死傷者数を令和4年と比較して令和9年までにその増加に歯止めをかける。 ・転倒による平均休業見込み日数を令和9年までに40日以下とする。
・介護・看護作業において、ノーリフトケアを導入している事業場の割合を令和5年と比較して令和9年までに増加させる。	・社会福祉施設における腰痛による死傷者数を令和4年と比較して令和9年までに減少させる。
○高年齢労働者の労働災害防止対策の推進	
・「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」に基づく高年齢労働者の安全衛生確保の取組を実施する事業場の割合を令和9年までに50%以上とする。	・増加傾向にある60歳代以上の死傷者数（新型コロナウイルス感染症り患者を除く。）を令和4年と比較して令和9年までにその増加に歯止めをかける。

アウトプット指標	アウトカム指標
○業種別の労働災害防止対策の推進	
・「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」に基づく措置を実施する陸上貨物運送業等の事業場（荷主含む。）の割合を令和9年までに45%以上とする。 ・墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメントに取り組む建設業の事業場の割合を令和9年までに85%以上とする。 ・機械による「はさまれ巻き込まれ」防止対策に取り組む製造業の事業場の割合を令和9年までに60%以上とする。	・陸上貨物運送事業の死傷者数（新型コロナウイルス感染症り患者を除く。）を令和9年までに令和4年と比較して5%以上減少させる。 ・建設業の死亡者数を令和9年に2人以下、5年間10人以下とする。 ・製造業における機械によるはさまれ・巻き込まれの死傷者数を令和9年までに令和4年と比較して5%以上減少させる。
・「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」に基づく措置を実施する林業の事業場の割合を令和9年までに50%以上とする。	・林業の死傷者数（新型コロナウイルス感染症り患者を除く。）を令和9年までに令和4年と比較して5%以上減少させる。
○多様な働き方への対応、外国人労働者等の労働災害防止対策の推進	
・母国語に翻訳された教材、視聴覚教材を用いるなど外国人労働者に分かりやすい方法で災害防止の教育を行っている事業場の割合を令和9年までに50%以上とする。	・外国人労働者の死傷者数（新型コロナウイルス感染症り患者を除く。）を令和9年までに令和4年と比較して5%以上減少させる。
○労働者の健康確保対策の推進	
・企業における年次有給休暇の取得率を令和7年までに70%以上とする。 ・勤務間インターバル制度を導入している企業の割合を令和7年までに15%以上とする。	・週労働時間40時間以上である雇用者のうち、週労働時間60時間以上の雇用者の割合を令和7年までに5%以下とする。
・メンタルヘルス対策に取り組む事業者の割合を令和9年までに80%以上とする ・50人未満の小規模事業場におけるストレスチェック実施の割合を令和9年までに50%以上とする。	・自分の仕事や職業生活に関することで強い不安、悩み、ストレスがあるとする労働者の割合を令和9年までに50%未満とする。
・必要な産業保健サービスを提供している事業場の割合を令和9年までに80%以上とする。	（指標は立てず）労働者の健康障害全般の予防につながり、健康診断有所見率等が改善することを期待。
○化学物質等による健康障害防止対策の推進	
・労働安全衛生法第57条及び第57条の2に基づくラベル表示・SDSの交付の義務対象となっていないが、危険性有害性が把握されている化学物質について、ラベル表示、SDSの交付を行っている事業場の割合を令和7年までにそれぞれ80%以上とする。 ・労働安全衛生法第57条の3に基づくリスクアセスメントの実施の義務対象となっていないが、危険性又は有害性が把握されている化学物質について、リスクアセスメントを行っている事業場の割合を令和7年までに80%以上とするとともに、リスクアセスメント結果に基づいて、労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置を実施している事業場の割合を令和9年までに80%以上とする。	・化学物質の性状に関連の強い死傷災害（有害物等との接触、爆発、火災によるもの）の件数を平成30年から令和4年までの5年間と比較して令和5年から令和9年までの5年間で、5%以上減少させる。
・熱中症災害防止のために暑さ指数を把握している事業場の割合を令和5年と比較して令和9年までに増加させる。	・熱中症による死傷者数を平成30年から令和4年までの5年間と比較して令和5年から令和9年までの5年間で、5%以上減少させる。
徳島推進計画	
アウトカム指標を達成した場合、労働災害全体として、以下が期待される。 ・死亡災害が令和4年の9人と比較して、令和9年には、3人以上減少（6人以下）となる ・増加傾向にある死傷災害（新型コロナウイルス感染症り患者除く）については、令和4年と比較して令和9年までに減少に転ずる。	

徳島第14次防推進計画の詳細は、ホームページをご覧ください。



第14次防関連
厚生労働省ホームページ

(2) 転倒災害防止対策の推進

職場でヒヤッとしたことはありませんか？



転倒災害の種類と主な原因

転倒災害は大きく3種類に分けられます。危険個所の「見える化」を図りましょう

滑り	つまずき	踏み外し
【主な原因】 - 床が滑りやすい素材である - 床に水や油がこぼれている - 滑りやすい異物が落ちている - 凍った水溜りを歩いた。	【主な原因】 - 床の凹凸や段差がある - 床に放置された荷物や商品がある - 通路に台車、パレット、機器類や工具などが出ている	【主な原因】 - 大きな荷物を抱えて足元が見えない状態で移動した - 照度不足のため段差が見づらく箇所がある - 手すりを取り外されていた、手すりがなかった

転倒災害防止対策のポイント

転倒災害防止対策により安心して作業が行えるようになり、作業効率が上がります。

できることから少しずつ、確実に取り組みましょう。

設備管理面の対策 [4S(整理・整頓・清掃・清潔)]	転倒しにくい作業方法 [あせらない 急ぐ時ほど 落ち着いて]	その他の対策
- 歩行場所に物を放置しない - 床面の汚れ(水、油、粉等)を取り除く - 床面の凹凸、段差等の解消	- 時間に余裕を持って行動 - 滑りやすい場所では小さな歩幅で歩行 - 足元が見えにくい状態では作業しない	- 作業に適した靴の着用 - 職場の危険マップの作成等による危険情報の共有 - 転倒危険場所にステッカー等で注意喚起

正しい靴の選び方

- 靴は、自分の足に合ったサイズのものを使いましょう。
- 小さすぎる靴は足指が動かしにくく、バランスを崩したときに足の踏ん張りがきかなくなります。
- 大きすぎる靴は、歩行のたびに足が前後斜めに動いて、靴のつま先やかかとが、足の動きに追従できなくなります。

以下のポイントにも注意して、作業に合った靴を選びましょう。

靴の屈曲性	靴の重量	靴の重量バランス
靴の屈曲性が悪いと、足に負担がかかるだけでなく、擦り足になりやすく、つまずきの原因となります。	靴が重くなると、足が上がりにくくなるため、擦り足になりやすく、つまずきの原因となります。靴が重く感じられる重量には個人差がありますが、短靴では900g/足以下のものをお勧めします。	靴の重量がつま先部に偏っていると、歩行時につま先部が上がりやすく(トゥダウン)、無意識のうちに擦り足になりやすく、つまずきを生じやすくなります。
つま先部の高さ	靴底と床の耐滑性のバランス	
つま先部の高さ(トゥスプリング)が低いと、ちょっとした段差につまずきやすくなります。高齢労働者ほど擦り足で歩行する傾向があるため、よりつまずきやすくなります。	滑りやすい床には滑りにくい靴底が有効ですが、滑りにくい床に滑りにくい靴底では、摩擦が強くなりすぎて歩行時につまずく場合があります。靴底の耐滑性は、職場の床の滑りやすさの程度に応じたものとする必要があるため、靴はできるだけ履いてみてから選定することをお勧めします。	

(3) ～働く高齢者の特性に配慮した エイジフレンドリーな職場づくり を進めましょう～

高齢者が安心して働ける環境になっていますか？

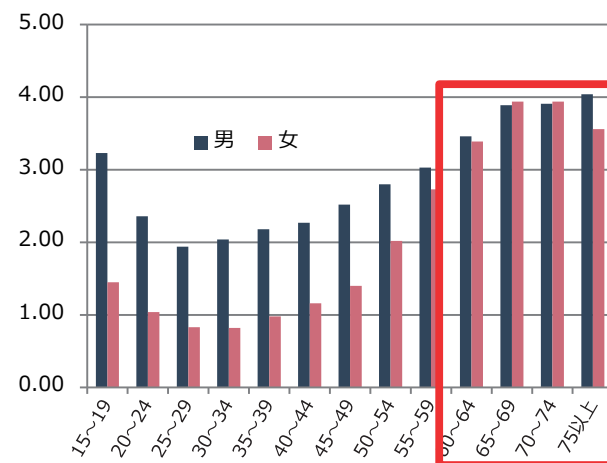
高齢の就労者は増加しています

65歳以上の就業者数は、2011年から2021年の10年で59.7%増加。65歳以上の就業者の占める割合は2011年9%から2021年に13.7%に上昇。（労働力調査総務省R4.2.1発表）

労働災害のうち60歳以上の労働者が占める割合は**1/4以上**（2019年は27%）

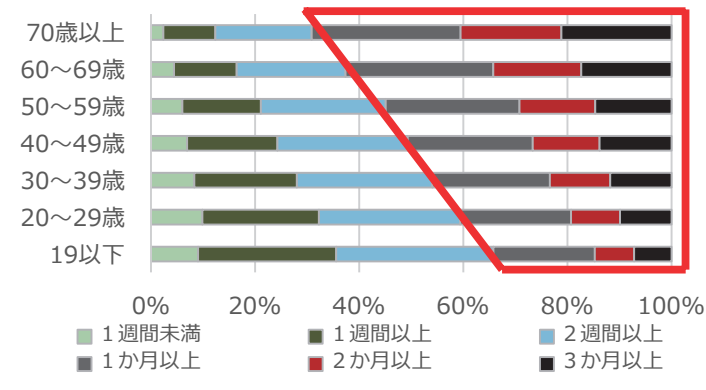
労働災害発生率は、若年層に比べ**高齢層で高い**

＜年齢別・男女別の労働災害発生率＞



※労働者1000人当たりの死傷災害（休業4日以上）の発生件数
出典：労働力調査、労働者死傷病報告（2019年）

＜年齢別の休業見込み期間の長さ＞



出典：労働者死傷病報告（2019年）



労働災害により休業が発生すると
人手不足となります



安心して安全に働くことのできる職場づくりを！

エイジフレンドリーガイドライン（高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン）を策定しています

エイジフレンドリーガイドラインの主な内容

事業者求められる事項

高齢者の就労状況や業務の内容等の実情に応じ、実施可能な対策に取り組みましょう。

1 はじめに

- ・企業の経営トップが取り組む方針を表明し、担当者や組織を指定します
- ・高齢労働者の身体機能の低下等による労働災害発生リスクについて、災害事例やヒヤリハット事例から洗い出し、対策の優先順位を検討します
- ・職場改善ツール「エイジアクション100」のチェックリストの活用も有効です→



2 職場環境の改善

- (1) 身体機能の低下を補う設備・装置の導入（主としてハード面の対策）
- ・高齢者でも安全に働き続けることができるよう、施設、設備、装置等の改善を行います

対策の例

通路を含め作業場所の照度を確保する	警報音等は聞き取りやすい中低音域の音、パトライト等是有効視野を考慮	階段には手すりを設け、可能な限り通路の段差を解消する
不自然な作業姿勢をなくすよう作業台の高さや作業対象物の配置を改善する	涼しい休憩場所を整備し、通気性の良い服装を準備する	リフト、スライディングシート等を導入し、抱え上げ作業を抑制
例えば戸口に段差がある時 解消できない危険箇所に標識等で注意喚起	防滑靴を利用させる	・床や通路の滑りやすい箇所に防滑素材（床材や階段用シート）を採用する ・熱中症の初期症状を把握できるウェアラブルデバイス等のIoT機器を利用する ・パワーアシストスーツ等を導入する 等

- (2) 高齢労働者の特性を考慮した作業管理（主としてソフト面の対策）
- ・高齢労働者の特性を考慮し作業内容等を見直します。例えば、勤務形態や勤務時間を工夫して高齢者が就労しやすくすること（短時間勤務、隔日勤務等）や、ゆとりのある作業スピード、無理のない作業姿勢等への配慮などがあります。

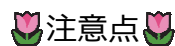
3 高齢労働者の健康や体力の状況の把握

(1) 健康状況の把握

- 健康診断を確実に実施します
- 職場で行う法定の健診の対象にならない方については、例えば地域の健康診断等を受診しやすくするなど、働く高齢労働者が自らの健康状況を把握できるようにします

(2) 体力の状況の把握

- 主に高齢労働者を対象とした**体力チェックを継続的に行う**よう努めます
- 体力チェックの目的をわかりやすく丁寧に説明するとともに、事業場における方針を示し、運用の途中で適宜その方針を見直します



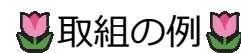
- 安全作業に必要な体力の測定手法と評価基準は、安全衛生委員会等の審議を踏まえてルール化するようにします

4 高齢労働者の健康や体力の状況に応じた対応

(1) 個々の高齢労働者の基礎疾患の罹患状況等の健康や体力の状況を踏まえた措置を講じます

(2) 高齢労働者の状況に応じた業務の提供
健康や体力の状況は高齢になるほど個人差が拡大するため、個々の労働者の状況に合わせ、適合する業務をマッチングさせます

(3) 心身両面にわたる健康保持増進措置
フレイルやロコモティブシンドロームの予防を意識した**健康づくり活動**を行います



転倒・腰痛予防！「いきいき健康体操」
<https://youtu.be/9jCi6oXS8IY>
(令和元年度厚生労働科学研究費補助金 労働安全衛生総合研究事業「エビデンスに基づいた転倒予防体操の開発およびその検証」の一環として製作)



全国の体操動画やリーフレットの紹介(厚労省HP)



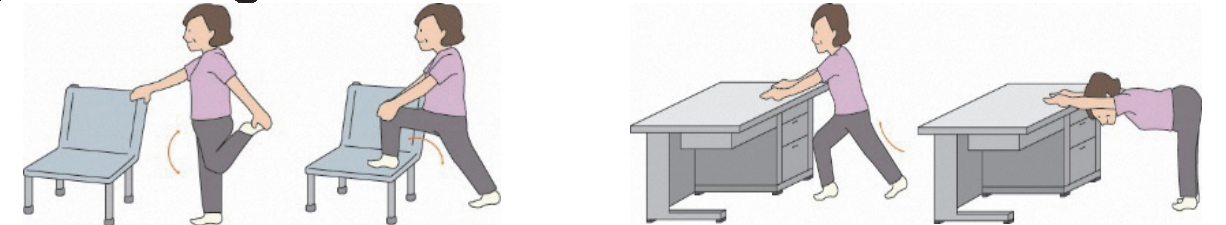
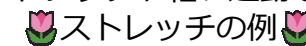
5 安全衛生教育

- 高齢者対象の教育では、作業内容とリスクについて理解させるため、時間をかけ、写真や図、映像等の文字以外の情報も活用します
- 再雇用や再就職等により経験のない業種、業務に従事する場合、特に丁寧な教育訓練を行います

このガイドラインは、雇用される高齢者を対象としたものですが、請負契約により高齢者を就業させることのある事業者においても、このガイドラインを参考として取組を行ってください。

労働者に求められる事項

一人ひとりの労働者が、事業者が実施する取組に協力するとともに、**自らの身体機能の変化が労働災害リスクにつながる可能性、自己の健康を守るための努力の重要性を理解し、自らの健康づくりに積極的に取り組む**ことが必要です。体力チェック等に参加し、日頃からストレッチや軽い運動などに取り組めます。



「介護業務で働く人のための腰痛予防のポイントとエクササイズ」より

高齢労働者の労働災害防止対策の情報を厚生労働省ホームページに掲載しています。



(R2. 8)

行動災害予防の取り組み～徳島県SAFE協議会

厚生労働省では、エイジフレンドリーガイドライン等高齢者の労働災害防止対策を中心に取り組みを推進していましたが、これまでの課題を踏まえ、令和4年度より、国民の安全衛生に対する意識啓発による行動変容の促進、多店舗展開企業等への自主的な安全衛生活動の普及・定着を掲げ、各種対策を有機的に連携させながら行動災害予防の取り組むことになりました。

徳島労働局では、従業員の安全を第一に掲げて取組を進めていくことを目的として、徳島労働局、徳島県及び社会福祉関係や小売業の事業者で構成される

「徳島県介護施設SAFE協議会」
「徳島県小売業SAFE協議会」
SAFE : Safer Action For Employees
を設立し、労働災害防止の協議、加盟メンバーによる取組事例の共有などの活動を行っています。



健康や体力の状況に関する情報はプライバシーに配慮し、測定結果により不利益にならないように注意する必要があります

トラックでの荷役作業時における安全対策が強化されます。



労働安全衛生規則（以下「安衛則」といいます）が改正され「昇降設備の設置」「保護帽の着用」「テールゲートリフターの操作に係る特別教育」が義務付けられました。
特別教育については令和 6 年 2 月から、それ以外の規定は令和 5 年 10 月から施行されます。

改正のあらまし

- 1

昇降設備の設置及び保護帽の着用が必要な貨物自動車の範囲が拡大されます

これまで最大積載量 5 トン以上の貨物自動車を対象としておりましたが、新たに最大積載量 2 トン以上 5 トン未満の貨物自動車において、荷役作業時の昇降設備の設置及び保護帽の着用が義務づけられます（一部例外あり）。
- 2

テールゲートリフターを使用して荷を積み卸す作業への特別教育が義務化されます

テールゲートリフターの操作者に対し、学科教育 4 時間、実技教育 2 時間の安全衛生に係る特別の教育を行うことが必要になります。
- 3

運転位置から離れる場合の措置が一部改正されます

運転席から離れてテールゲートリフターを操作する場合において、原動機の停止義務が除外されます。なお、その他の逸走防止措置は引き続き必要です。

1

昇降設備、保護帽の設置義務の範囲が拡大されます

R5.10.1
施行

● 昇降設備について（安衛則第 151 条の 67 関係）

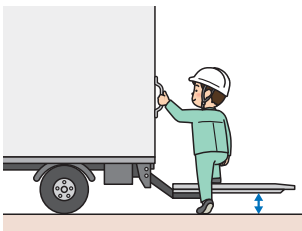
荷を積み卸す作業を行うときに、昇降設備の設置義務の対象となる貨物自動車について、最大積載量が 5 トン以上のものに加え、2 トン以上 5 トン未満のものが追加されます。
「昇降設備」には、踏み台等の可搬式のもののほか、貨物自動車に設置されている昇降用のステップ等が含まれます。なお、昇降用ステップは、できるだけ乗降グリップ等による三点支持等により安全に昇降できる形式のものとするようにしてください。

○：現行の規則、●：新設、△：望ましい措置

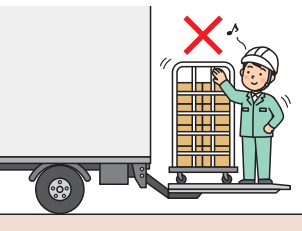
	2t 未満	2t 以上 5t 未満	5t 以上	備考
床面から荷の上 又は荷台までの 昇降設備の設置	△	●	○	高さ 1.5m を超える箇所で行うときは、安衛則第 526 条第 1 項の規定に基づき、原則として昇降設備の設置が義務付けられています。

※荷の積み卸しを伴わない作業については、陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドラインにおいて、昇降設備の設置や墜落・転落の危険のある作業において保護帽を着用することとされています。

【テールゲートリフターをステップとして使用する場合の留意事項】



テールゲートリフターを昇降設備として使用する場合は、中間位置で停止させてステップとして使用してください。



原則として、テールゲートリフターの昇降時には、労働者を搭乗させてはいけません。
※詳細についてはメーカー取扱説明書をご参照ください。

● 保護帽について（安衛則第 151 条の 74 関係）

荷を積み卸す作業を行うときに、労働者に保護帽を着用させる義務の対象となる貨物自動車について、最大積載量が 5 トン以上のものに加え、以下のものが追加されます。

- ① 最大積載量が 2 トン以上 5 トン未満の貨物自動車であって、荷台の側面が構造上開放されているもの又は構造上開閉できるもの（平ボディ車、ウイング車等）。
- ② 最大積載量が 2 トン以上 5 トン未満の貨物自動車であって、テールゲートリフターが設置されているもの（テールゲートリフターを使用せずに荷を積み卸す作業を行う等の場合は適用されません）。

保護帽は、型式検定に合格した「墜落時保護用」のものを使用する必要があります。

○：現行の規則、●：新設、△：望ましい措置

	2t 未満	2t 以上 5t 未満	5t 以上	備考
墜落による危険を防止するための 保護帽の着用	△	● (上記①②) △ (上記以外)	○	高さ 2m 以上の箇所で行うときは、安衛則第 518 条の規定に基づき、墜落による危険を防止するための措置を講じる必要があります。

※荷の積み卸しを伴わない作業については、陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドラインにおいて、昇降設備の設置や墜落・転落の危険のある作業において保護帽を着用することとされています。

2

テールゲートリフターを使用して荷を積み卸す作業への特別教育が義務化されます

R6.2.1
施行

荷を積み卸す作業におけるテールゲートリフターの操作*の業務を行う労働者に対し、以下の科目、時間について特別教育を実施する必要があります。

また、特別教育を行ったときは、事業者において受講者、科目等の記録を作成し、3年間保存する必要があります。

※「テールゲートリフターの操作」には、稼働スイッチの操作のほか、キャストストップパー等を操作すること、昇降板の展開や格納の操作を行うこと等が含まれます。

	科目	範囲	時間
学科教育	テールゲートリフターに関する知識	・テールゲートリフターの種類、構造及び取扱い方法 ・テールゲートリフターの点検及び整備の方法	1.5 時間
	テールゲートリフターによる作業に関する知識	・荷の種類及び取扱い方法 ・台車の種類、構造及び取扱い方法 ・保護具の着用 ・災害防止	2 時間
	関係法令	・労働安全衛生法令中の関係条項	0.5 時間
実技教育	・テールゲートリフターの操作の方法		2 時間

【一部省略できる者】

① 施行の日時点において6月以上の業務従事歴を有する者は以下の時間とすることができます。

テールゲートリフターに関する知識⇒45分以上で可 テールゲートリフターによる作業に関する知識⇒省略不可
関係法令⇒省略不可 テールゲートリフターの操作の方法⇒1時間以上で可

②「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」に基づく教育を実施した者は以下のとおり省略できます。

テールゲートリフターに関する知識⇒省略可 テールゲートリフターによる作業に関する知識⇒省略可
関係法令⇒省略不可 テールゲートリフターの操作の方法⇒省略不可

③ 陸上貨物運送事業労働災害防止協会による「ロールボックスパレット及びテールゲートリフター等による荷役作業安全講習会」を受講した者は以下のとおり省略できます。

テールゲートリフターに関する知識⇒省略不可 テールゲートリフターによる作業に関する知識⇒省略可
関係法令⇒省略不可 テールゲートリフターの操作の方法⇒省略不可

※その他詳細については最寄りの労働基準監督署までお問い合わせください。

3

運転位置から離れる場合の措置が一部改正されます

R5.10.1
施行

走行のための運転位置とテールゲートリフター等の操作位置が異なる貨物自動車運転する場合において、テールゲートリフター等を操作し、又は操作しようとしている場合は、原動機の停止義務の適用が除外されます。なお、ブレーキを確実にかける等の貨物自動車の逸走防止措置については、引き続き義務付けられることにご留意ください。また、逸走防止の観点から、可能な範囲で原動機も停止するようにしてください。

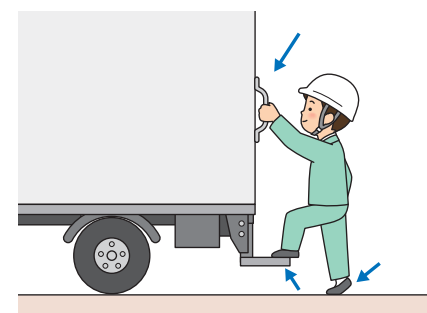
昇降設備の留意事項について



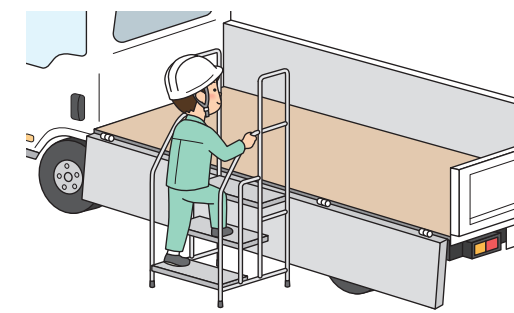
〈墜落のリスクが高い〉

〈望ましい〉

貨物自動車に設置されているステップで突出していないもの（上から見たときにステップが見えない等）は、墜落・転落するリスクが高いため、より安全な昇降設備を設置するようにしてください。



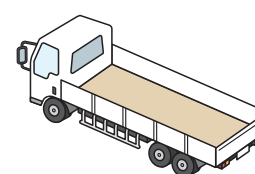
貨物自動車に設置されている昇降用のステップについては、可能な限り乗降グリップがあり、三点支持等により安全に昇降できる形式のものとしてください。



可搬式の踏み台等の例

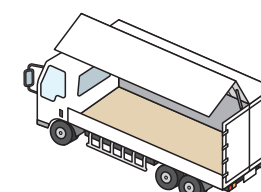
新たに保護帽の着用が必要となるトラックの種類（最大積載量2トン以上5トン未満のもの）

保護帽の着用が必要となるもの

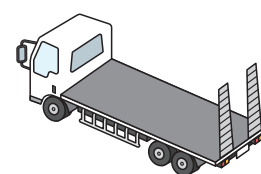


平ボディ車

(荷台の側面が構造上開閉できるものの例)

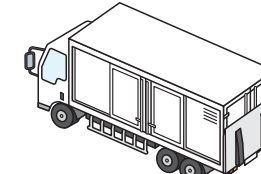


ウイング車



建機運搬車

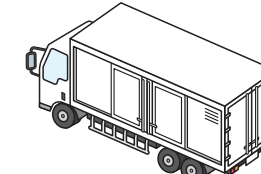
(荷台の側面が構造上開放されているものの例)



バン

(テールゲートリフターが設置されているもの)

適用されないもの



バン

(テールゲートリフターが設置されていないもの)

※墜落・転落の危険のある作業において保護帽を着用することが望ましい。

※最大積載量5トン以上のトラックについては、トラックの種類にかかわらず保護帽の着用が必要です。

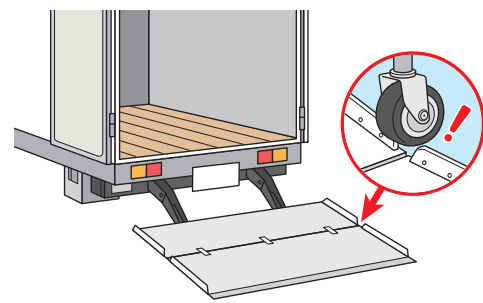
テールゲートリフターの種類



メーカー固有の商品名にかかわらず、労働安全衛生規則においては、貨物自動車の荷台の後部に設置された動力により駆動されるリフトが規制の対象になります。

その他、気をつけていただきたい事

【床下格納式におけるサイドストッパーの隙間についての注意事項】



折り畳み部周辺のサイドストッパーに隙間が生じるので、隙間から車輪が脱輪しないよう、注意してください。

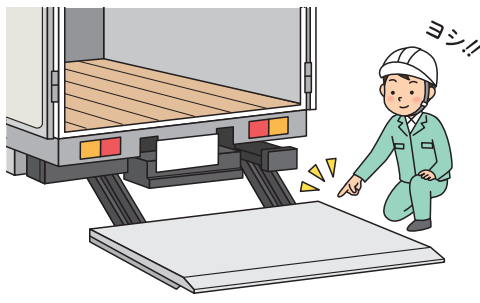
【ロールボックスパレットの不具合を確認したとき】



ロールボックスパレットの不具合を確認した場合は、速やかに所有者又は荷主に報告し、対応を協議してください。

【テールゲートリフターの点検について】

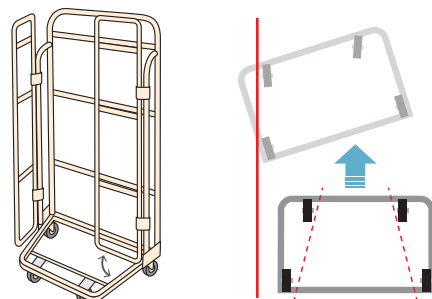
テールゲートリフターについては、安衛則第151条の75に基づき作業開始前に点検を行ってください。



【点検項目の例】

- ① 正常に動作するか、異音がないか
- ② 部材に亀裂、損傷、変形等がないか
- ③ 油圧系統に接手のゆるみや油漏れ等がないか
- ④ スイッチは正常に動作するか、電気系統に異常はないか

【U字型ロールボックスパレットについて】



短辺側をストッパーに当てると斜め配置になり、転倒や荷崩れにつながるおそれがありますので、逸走防止措置を確実に講じてください。

厚生労働省では、陸上貨物運送事業における労働災害を防止するため、以下のガイドラインを公表しております。

法令に定める事項のほか同ガイドラインに定める措置についても積極的な取組を進めていただきますようお願いいたします。

陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン

陸運業に従事する労働者の荷役作業での労働災害を防止するために、**荷役作業場所における安全の確保等**、陸運事業者、荷主、配送先、元請事業者などが取り組むべき事項を示したものです。



▲詳細はこちらをご覧ください

交通労働災害防止のためのガイドライン

交通労働災害の防止を図るための指針として、**安全な走行ができない可能性が高い発注の禁止等**、事業者や運転者の責務と、荷主、元請事業者等による配慮事項等を示したものです。



▲詳細はこちらをご覧ください

●令和6年(2024年)4月からトラック運転者の改善基準告示を改正！

1年の拘束時間	1か月の拘束時間	1日の休息期間
改正前(年換算) 3,516時間 改正後 原則: 3,300時間 最大: 3,400時間	改正前(月換算) 原則: 293時間 最大: 320時間 改正後 原則: 284時間 最大: 310時間	改正前 継続8時間 改正後 継続11時間を基本とし、継続9時間



▲詳細はこちらをご覧ください

発荷主・着荷主・元請運送事業者の皆さまへ

●長時間の恒常的な荷待ちを改善しましょう

トラック運転者の長時間労働や過労の要因となるため、**長時間の荷待ちを発生させない**よう努めましょう。

取り組み例

- ・ 納品時間の指定を柔軟にする
- ・ 納品を特定の曜日・時間帯に集中させない
- ・ 積込場所を分散し1か所当たりの車両台数を減らす
- ・ パレットを用いるなどで荷役作業の時間を短縮する
- ・ 注文からお届けまでの期間に余裕をもたせる

詳細はこちらをご覧ください▶
「荷主と運送事業者の協力による取引環境と長時間労働の改善に向けたガイドライン」
厚生労働省・国土交通省・公益社団法人全日本トラック協会(2019/08)



改正安衛則の本文や施行通達など、詳しい内容につきましては、厚生労働省ホームページからご覧いただけます。

ご不明点は、最寄りの都道府県労働局、労働基準監督署にお問い合わせください。

■労働基準監督署一覧

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/location.html

労基署 所在案内 検索



(5) 交通労働災害防止対策の推進について

【 交通労働災害防止のためのガイドラインのポイント 】

1 交通労働災害防止のための管理体制等

(1) 交通労働災害防止のための管理体制の確立

事業者は、安全管理者、運行管理者、安全運転管理者などの交通労働災害防止に関する管理者を選任し、役割、責任、権限を定め、管理者に対して必要な教育を行いましょう。

(2) 方針の表明、目標の設定、計画の作成・実施・評価・改善

事業者は、安全衛生方針を表明し、目標を設定しましょう。目標を達成するため、労働時間の管理、教育を含む安全衛生計画を作成し、実施し、評価・改善しましょう。

(3) 安全委員会における調査審議

安全委員会などで交通労働災害防止について、調査・審議をしましょう。

2 適正な労働時間等の管理、走行管理

(1) 適正な労働時間の管理、走行管理

ア 疲労による交通労働災害を防止するため、改善基準告示を守り、適正な走行計画によって、運転者の十分な睡眠時間に配慮した労働時間の管理をしましょう。

イ 十分な睡眠時間を確保するために必要な場合は、より短い拘束時間の設定、宿泊施設の確保などを行いましょう。

ウ 高速乗合バス、貸切バス事業者については、運転者の過労運転を防止するため、国土交通省が定めた交替運転者の配置基準を守りましょう。



(2) 適正な走行計画の作成

◆走行の開始・終了の地点、日時 ◆運転者の拘束時間、運転時間と休憩時間 ◆走行時に注意を要する箇所の位置 ◆荷役作業の内容と所要時間 ◆走行経路、経過地の出発・到着の日時の目安

(3) 点呼の実施とその結果への対応

ア 疾病、疲労、飲酒などで安全な運転ができないおそれがないか、乗務開始前に点呼によって、報告を求め、結果を記録しましょう。

イ 睡眠不足や体調不良などで正常な運転ができないと認められる場合は、運転業務に就かせないなど、必要な対策を取りましょう。

(4) 荷役作業を行わせる場合の対応

ア 事前に荷役作業の有無、運搬物の重量などを確認し、運転者の疲労に配慮した十分な休憩時間を確保しましょう。

イ 荷役作業による運転者の身体負担を減少させるため、適切な荷役用具・設備を備えましょう。

ウ 荷を積載するときは、最大積載荷重を超えない、偏荷重が生じないようにしましょう。



3 教育の実施

(1) 雇入れ時の教育

交通法規、改善基準告示、睡眠時間の確保、飲酒による運転への影響など。

(2) 日常の教育

デジタル・タコグラフ、ドライブ・レコーダーなどから判明した安全走行に必要とされる事項

(3) 交通危険予知訓練

写真などを使って、安全を確保する能力を身に付けさせる交通危険予知訓練。



4 荷主・元請事業者による配慮

(1) 荷主・元請事業者の事情による、直前の貨物の増量による過積載運行を防止しましょう。

(2) 到着時間の遅延が見込まれる場合、改善基準告示を守った安全運行が確保されるよう、到着時間の再設定、ルート変更を行いましょう。

(3) 荷主・元請事業者は、改善基準告示に違反し、安全な走行ができない可能性が高い発注をしないようにしましょう。

(4) 荷主・元請事業者は、荷積み・荷卸し作業の遅延で予定時期に出発できない場合、到着時間の再設定をし、荷主の敷地内で待機できるようにしましょう。



5 健康管理

(1) 健康診断

運転者について健康診断を実施し、保健指導をしましょう。

(2) 面接指導等

長時間にわたる時間外・休日労働を行った運転者には、面接指導とともに、労働時間の短縮などの適切な対応をしましょう。

(3) 心身両面にわたる健康の保持増進

事業場で健康の保持、増進に努めましょう。

(4) 運転時の疲労回復

運転者に対して、ストレッチなどで運転時の疲労回復に努めるよう指導しましょう。



(6) 一人親方等や労働者以外の作業者に対する安全上の保護措置の義務化

2025年4月から事業者が行う退避や立入禁止等の措置について、以下の1、2を対象とする保護措置が義務付けられます

- 1 危険箇所等で作業に従事する労働者以外の人
- 2 危険箇所等で行う作業の一部を請け負わせる一人親方等

労働安全衛生法に基づく省令改正により、作業を請け負わせる一人親方等や、同じ場所で作業を行う労働者以外の人に対しても、労働者と同等の保護が図られるよう、必要な措置（※）を実施することが事業者には義務付けられます。

※ 労働安全衛生法第20条、第21条及び第25条、第25条の2に関して定められている以下の4つの省令で、作業場所に起因する危険性に対処するもの（退避、危険箇所への立入禁止等、火気使用禁止、悪天候時の作業禁止）について事業者が実施する措置が対象です。

・労働安全衛生規則 ・ボイラー及び圧力容器安全規則 ・クレーン等安全規則 ・ゴンドラ安全規則

法令改正等の主な内容

1 危険箇所等において事業者が行う退避や立入禁止等の措置の対象範囲を、作業場で何らかの作業に従事する全ての者に拡大

危険箇所等で作業を行う場合に、事業者が行う以下の措置については、同じ作業場所にいる労働者以外の人（一人親方や他社の労働者、資材搬入業者、警備員など、契約関係は問わない）も**対象にすることが義務付けられます**。

- 労働者に対して危険箇所等への立入禁止、危険箇所等への搭乗禁止、立入等が可能な箇所の限定、悪天候時の作業禁止の措置を行う場合、**その場所で作業を行う労働者以外の人もその対象とすること**
- 喫煙等の火気使用が禁止されている場所においては、**その場所にいる労働者以外の人についても火気使用を禁止すること**
- 事故発生時等に労働者を退避させる必要があるときは、**同じ作業場所にいる労働者以外の人も退避させること**

2 危険箇所等で行う作業の一部を請け負わせる一人親方等に対する周知の義務化

危険箇所等で行う作業の一部を請負人（一人親方、下請業者）に行わせる場合には、以下の措置が義務づけられます。

- 立入禁止とする必要があるような危険箇所等において、例外的に作業を行わせるために労働者に保護具等を使用させる義務がある場合には、**請負人（一人親方、下請業者）に対しても保護具等を使用する必要がある旨を周知すること**

重要

今回の改正で請負人への保護具等の使用に係る周知が義務付けられるのは、立入禁止とする必要があるような危険箇所等で例外的に作業を行わせる場面に限られますが、それ以外の場面であっても、

- ① 作業に応じた適切な保護具等を労働者に使用させることが義務付けられている場面
- ② 特定の作業手順や作業方法によって作業を行わせることが義務付けられている場面

については、事業者が作業の一部を請け負わせた請負人に対して、保護具等の使用が必要である旨や、特定の作業手順、作業方法によらなければならない旨を周知することが推奨されます。

注意事項

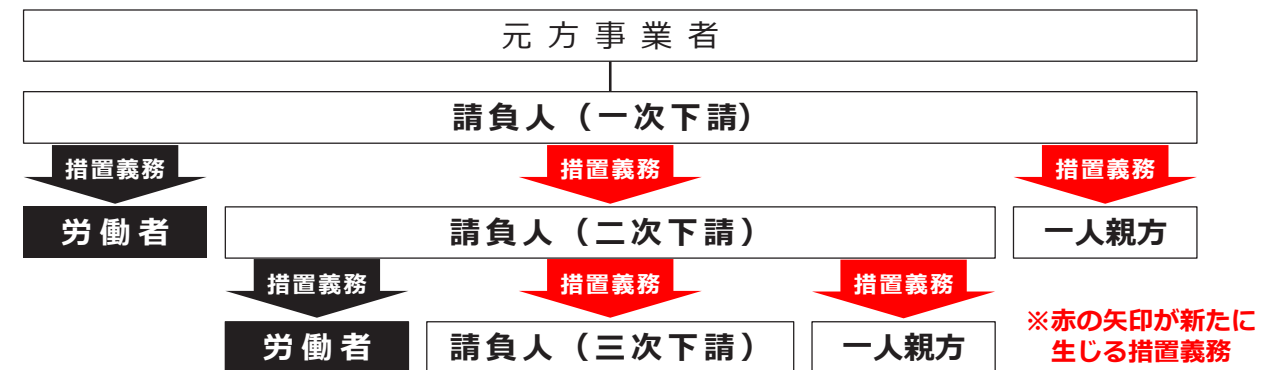
重層請負の場合は誰が措置義務者となるか

《危険箇所等において事業者が行う退避や立入禁止等の措置》

危険箇所等における立入禁止等の措置は、個々の事業者が当該場所において措置すべきものです。しかしながら、危険箇所等における作業を重層請負により複数の事業者が共同で行っている場合等、同一場所についてこれらの義務が複数の事業者に課されているときは、立入禁止の表示や掲示を事業者ごとに複数行う必要はなく、元方事業者がまとめて実施するなど、共同で表示や掲示を行っても差し支えありません。

《危険箇所等で行う作業の一部を請け負わせる一人親方等に対する周知》

事業者の請負人に対する周知は、個々の事業者が請負契約の相手方に対して措置すべきものです。三次下請まで作業に従事する場合は、一次下請は二次下請に対する義務を負い、三次下請に対する義務はありません。二次下請が三次下請に対する義務を負います。



作業の全部を請け負わせる場合にも措置が必要となるか

事業者が作業の全部を請負人に請け負わせるときは、事業者は単なる注文者の立場にあたるため、この作業は事業者としての措置義務の対象となりません。

元方事業者が実施すべき事項

労働安全衛生法第29条第1項・第2項で、関係請負人が法やそれに基づく命令（今回改正の4省令を含む）の規定に違反しないよう必要な指導を行わなければならないこと、違反していると認めるときは必要な指示を行わなければならないことが規定されています。今回の改正で義務付けられた措置を関係請負人が行っていない場合は、「必要な指導・指示」を行わなければなりません。

周知の方法

周知は以下のいずれかの方法で行ってください。

周知内容が複雑な場合等は、①～③のいずれかの方法で行ってください。

- ① 常時作業場所の見やすい場所に掲示または備えつける
- ② 書面を交付する（請負契約時に書面で示すことも含む）
- ③ 磁気テープ、磁気ディスクその他これらに準ずる物に記録した上で、各作業場所にこの記録の内容を常時確認できる機器を設置する
- ④ 口頭で伝える

請負人等が講ずべき措置

事業者から必要な措置を周知された請負人等自身が、確実にこの措置を実施することが重要です。また、一人親方が家族従事者を使用するときは、家族従事者に対してもこの措置を行うことが重要です。

労働者以外の人でも立入禁止や喫煙、火気使用の禁止を遵守しなければなりません。

(7) 皮膚等障害化学物質の取扱い時の不浸透性保護具の着用

2024(令和6)年4月1日～ 皮膚障害等防止用保護具の選定マニュアル(概要)

皮膚等障害化学物質等の製造・取扱い時に「不浸透性*の保護具の使用」が義務化されます

*有害物等と直接接触することがないような性能を有することを指しており、JIS T 8116で定義する「透過」及び「浸透」しないことのいずれの要素も含む。

Q：皮膚等障害化学物質とはどのような物質ですか？ →詳細は第1章第3節を確認

A：皮膚等障害化学物質には、**皮膚刺激性有害物質（①）**、**皮膚吸収性有害物質（②）**が存在します。なお、皮膚等障害化学物質および特別規則に基づく不浸透性の保護具等の使用義務物質の全体像は下図のとおりです。

特別規則対象物質	①皮膚刺激性有害物質 744物質	①かつ② 124物質	②皮膚吸収性有害物質 196物質
----------	---------------------	---------------	---------------------

従来通り保護具着用の義務あり。

皮膚等障害化学物質 1,064物質
今般新たに保護具着用が義務化。

↑皮膚等障害化学物質リストはこちら



①皮膚刺激性有害物質

皮膚または眼に障害を与えるおそれがあることが
明らかな化学物質
→**局所影響**（化学熱傷、接触性皮膚炎など）



②皮膚吸収性有害物質

皮膚から吸収され、もしくは皮膚に侵入して、
健康障害のおそれがあることが明らかな化学物質
→**全身影響**
（意識障害、各種臓器疾患、発がんなど）



Q：保護具の管理は誰が行うのですか？ →詳細は第1章第3節を確認

A：保護具着用管理責任者が保護具の管理を行います。

【保護具着用管理責任者とは】

化学物質管理者を選任した事業者は、リスクアセスメントの結果に基づく措置として、労働者に保護具を使用させるときは、**保護具着用管理責任者**を選任し、有効な保護具の選択、保護具の保守管理その他保護具に係る業務を担当させなければなりません。

【職務および権限】

- ①保護具の**適正な選択**に関すること。
- ②労働者の**保護具の適正な使用**に関すること。
- ③保護具の**保守管理**に関すること。

Q：保護具を使用しないとどうなりますか？ →詳細は第2章第1節を確認

A：皮膚等障害化学物質に対して不浸透性の保護具を使用しないと、皮膚障害や皮膚を介した健康障害が発生する可能性があります。

【最近の皮膚等障害事案の状況】

- ・労働災害事例のうち、経皮ばく露による皮膚障害が最多。
- ・特に、皮膚吸収性有害物質は、皮膚刺激性はないが、皮膚から吸収され発がん(膀胱がん)に至った事案も発生。

【労働災害事例】

スコップで水酸化ナトリウムと廃油を含む沈殿物をすくった際に、飛散した水溶液を浴び、作業終了後、水酸化ナトリウムによる薬傷と診断された。
なお、作業者の服装は、通常の作業着に**化学防護手袋でない一般のビニル手袋**、ゴム長靴、さらに**化学防護服ではないナイロン製ヤッケ**を着用している作業者もいた。皮膚に障害を与える水酸化ナトリウムを取り扱うにもかかわらず、**適切な保護具を使用していなかったこと**、作業者および現場責任者が、槽内の物質の有害性について認識していなかったことが原因と考えられている。



手の防護については、一般的なビニル手袋などではなく、適切な化学防護手袋などを使用することが重要です。

Q：保護具にはどのような物がありますか？

→詳細は第2章第2節を確認

A：不浸透性の保護具として、保護衣、保護手袋、履物、保護眼鏡などがあります。

皮膚障害等防止用保護具

- ・皮膚障害等防止用保護具は、右図に示すような安衛則594条の2において皮膚等障害化学物質等に対して着用しなければならない不浸透性の保護衣、保護手袋、履物または保護眼鏡等の保護具を指します。
- ・マニュアルでは、保護手袋のうち**化学防護手袋**の選定方法などを示しています。
- ・化学防護手袋は**軍手等の一般作業用手袋と異なるため、適切な化学防護手袋**を選定・使用することが重要です。

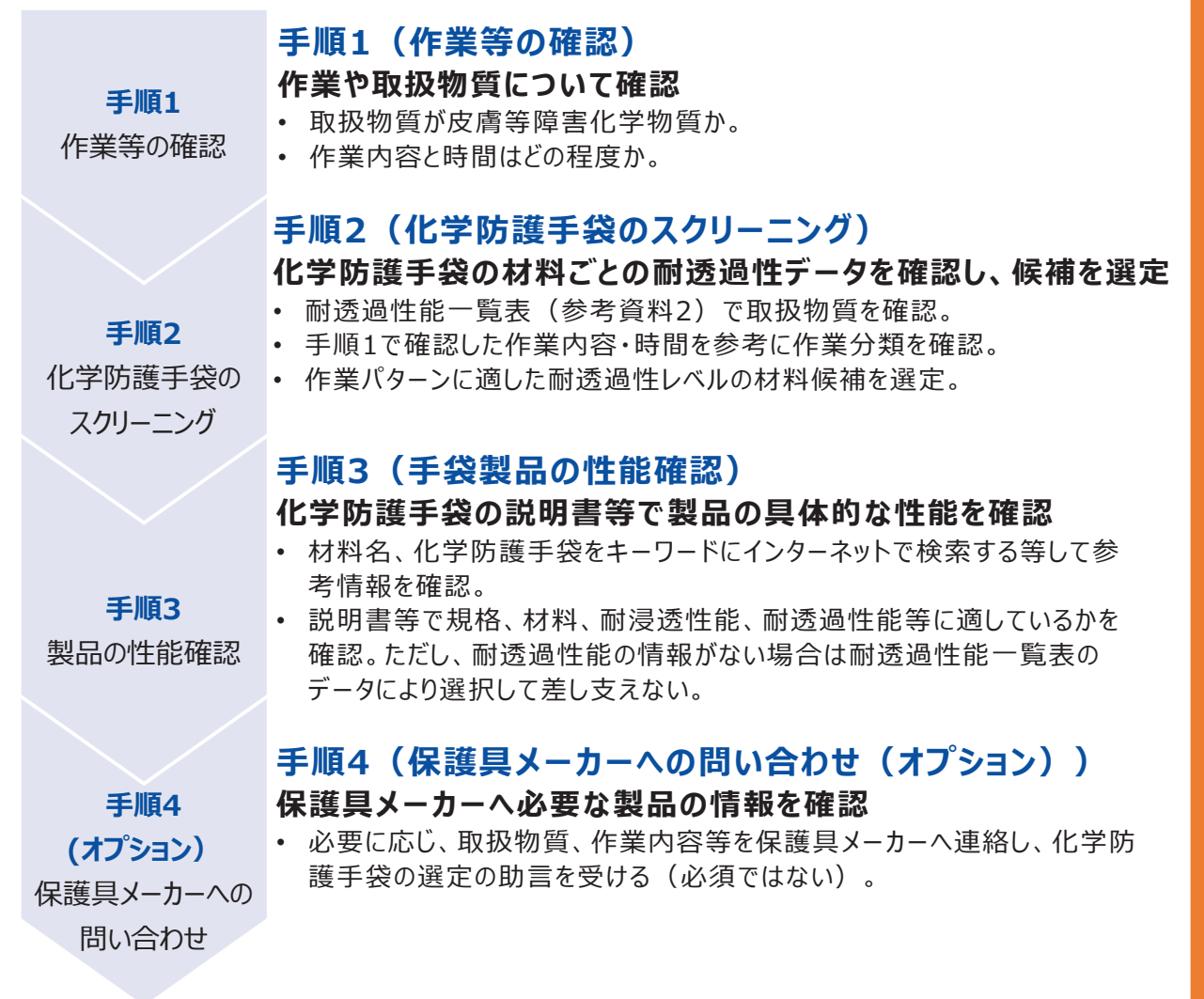


Q：どうやって適切な保護具を選ぶのですか？

→詳細は第3章第1節を確認

A：以下の手順1から4に従って適切な不浸透性の手袋を選定します。

化学防護手袋の選定フロー



手順1（作業等の確認）

→詳細は第2章第2節第1項を確認

●取扱物質が皮膚等障害化学物質か

- 取扱物質のSDSやメーカーのウェブサイトを確認し、「**15. 適用法令**」の表示に「**皮膚等障害化学物質等**」の記載の**有無**を確認する。
- SDSの危険有害性の区分を確認し「皮膚腐食性・刺激性」、「眼に対する重篤な損傷性・眼刺激性」、または「呼吸器感作性又は皮膚感作性」のいずれかが**区分1**である場合は、「皮膚等障害化学物質等」に該当する。
- SDSの「15. 適用法令」や有害性区分に該当する記載がない場合は、「**3. 組成、成分情報**」の**成分名**を参考資料1に掲載されている物質リストと照合し、該当の有無を確認すること。



←参考資料1
皮膚等障害化学物質および特別規則に基づく
不浸透性の保護具等の使用義務物質のリスト

製品安全データシート (SDS) XXXXXX	
1. 化学物質等及び会社情報 化学物質等の名称 : XXXXXX 製品コード : ○○○○ 会社名 : ○○○○株式会社	GHS分類
2. 危険有害性の要約 GHS分類 健康に対する有害性	物質と含有率
3. 組成、成分情報 物質名又は一般名 : ○○ CAS番号 : ○○○○ 濃度又は濃度範囲 : ○○%	皮膚等障害化学物質 への該当性
15. 適用法令 労働安全衛生法	皮膚等障害化学物質

●皮膚または皮膚を介して健康への影響がある皮膚等障害化学物質か

- 成分の名称と参考資料1の物質リストを照合し、**皮膚刺激性有害物質または皮膚吸収性有害物質の欄に「●」**の記載がある場合、皮膚または皮膚を介して健康への影響がある皮膚等障害化学物質と判断することができる。
- この場合、**不浸透性の手袋などの保護具**を着用しなければならない。

作業内容と時間を確認

化学物質が、誰に、どのような状況で付着する可能性があるかを確認する。以下の確認シート（例）を参考に確認のこと。

項目	内容（例）	記入イメージ
使用時の状況	これまでの作業で化学物質が手に付着したことがあるか。	はい/いいえ
	付着したことがある場合、手にどの程度付着したことがあるか。	有機溶剤の投入時のたれや飛沫で手の一部に付着するほか、ウエス等で拭き上げる際に手のひら全体に付着する
作業時間	準備、後片付けも含めて化学物質が皮膚に付着する可能性のある時間はどの程度か。 なお、作業時間は化学物質に触れる時間ではなく、化学物質に触れる可能性のある作業を開始してから終了するまでの時間である。	1～2時間程度

手順2（化学防護手袋のスクリーニング①）→詳細は第2章第2節第2項を確認

スクリーニング手順①、②に基づき使用可能な化学防護手袋の材料を確認します。

- スクリーニング手順①：取扱物質や作業内容・時間を基に使用可能な耐透過性クラスを確認。
- スクリーニング手順②：①で確認した耐透過性クラスを基に耐透過性能一覧表から使用可能な材料を確認。

【耐透過性能一覧表（抜粋）】：マニュアル巻末に参考資料2として添付。

構造分類番号	CAS登録番号	物質名称	材料	ニトリルゴム	ニトリルゴム	ニトリルゴム	ニトリルゴム	天然ゴム	ブチルゴム	...	多層フィルム (LLDPE)	多層フィルム (EVOH)
			厚さ (mm)	0.1	0.2	0.3	0.45	0.23	0.35		0.062	0.06
316,442	100-02-7	p-ニトロフェノール		○	○	○	○	○	○		○	○
502	10025-67-9	二塩化硫黄		×	△	○	○	×	×		×	○
480	10025-78-2	トリクロロシラン		×	×	△	△	×	×		○	○
360	10025-87-3	塩化ホスホリル		×	×	×	×	×	○		○	-

手順3（化学防護手袋のスクリーニング②）→詳細は第2章第2節第2項を確認

スクリーニング手順①：使用可能な耐透過性クラスの確認

前項で確認した作業時間・内容に応じて、下表より使用可能な耐透過性クラスを確認する。

使用可能な耐透過性クラス※1 (JIS T 8116に基づく)		作業分類1 接触が大きい作業※2	作業分類2 接触が限られている作業※2	作業分類3 接触しないと想定される作業※3
◎ 耐透過性クラス5、6 ● 耐透過性クラス3、4 △ 耐透過性クラス1、2		手を浸漬するなどで 手や腕全体 が化学物質に触れる作業やウエスで拭きとる等で 手のひら全体 が化学物質に触れる作業等、 化学物質に触れる面積が大きい作業 又は、何らかの異常や意図しない事象が起きたときに、手が浸漬するなど、大きな面積が化学物質に触れてしまう おそれが高い作業 。	作業分類1以外で、 指先に 化学物質に触れる作業や 飛沫により液滴が手に触れる 作業等、 手の一部が化学物質に触れる作業 又は、何らかの異常や意図しない事象が起きたときに、手の一部が化学物質に触れてしまう おそれが高い作業 。	化学物質を取り扱うが、 化学物質に触れることは通常想定されない作業 又は、何らかの異常や意図しない事象が発生した際に、 飛沫等がかかるとおそれがある 作業。 本分類では 化学物質に触れた際は、その時間を起点に、取扱説明書に記載の使用可能時間以内に速やかに手袋を交換 する。
作業時間	240分超	◎	◎ ●	◎ ● △
	60分超 240分以下	◎ ●	◎ ● △	◎ ● △
	60分以下	◎ ● △	◎ ● △	◎ ● △

※2：なお異常時や事故時において化学物質に触れ、重大な健康影響を及ぼすおそれがある場合には、化学物質の有害性を踏まえて、接触するシナリオに応じた保護手袋、保護衣等を選定の上、着用すること。
※3：密閉化や自動化された作業等、化学物質に接触することが全く想定されない作業については、必要に応じて手袋を着用する。

作業時間

- 作業時間に応じて、**60分以下、60分超240分以下、240分超**の3つのうちいずれに該当するか確認する。
- ※なお、作業時間は化学防護手袋を装着してから脱着するまでの時間。

作業内容に応じた作業分類

- 作業内容に応じて、通常時・異常時において、化学物質が皮膚へ付着する状況を考慮し、作業分類を行う。
- 作業分類は、「**作業分類1（接触が大きい作業）**」、「**作業分類2（接触が限られている作業）**」、「**作業分類3（接触しないと想定される作業）**」の3つ。

スクリーニング手順②：使用可能な材料の確認

- 耐透過性能一覧表から、取り扱う化学物質の情報を「**CAS登録番号**」もしくは「**物質名称**」で検索する。
- スクリーニング手順①で確認した使用可能な耐透過性能を満たす材料を確認し、それらの材料を候補とし、実際の製品を選択する。

【混合物取り扱い時の対応】

混合物を取り扱う際は、一覧表の情報や混合物に対する耐透過試験を行う等で、**混合物中の全ての物質に対して、作業時間中に破過しない材料から手袋を選定**する。しかし、全ての物質に対して60分以上の材料が存在しない場合は、対応方針を検討する。考え方の例は以下のとおり。

例1）混合物中の**複数の化学物質に対する破過時間が最も長く使用できる材料**から手袋を選定する
混合物中の皮膚等障害化学物質に該当する**複数の化学物質に対して最も良い耐透過性能を示す材料を選**択する。使用する際は、選択した材料の手袋のうち最も短い耐透過性能を示す物質の作業時間以内に交換する。

例2）**混合物中の化学物質がいずれも透過しないよう、複数の材料の手袋を重ねて**選定する
皮膚等障害化学物質等に該当する化学物質のいずれについてもスクリーニング手順1で整理した使用可能な耐透過性能を満たすように、**複数材料を選択**する。使用する際は、**選んだ複数の材料の手袋を重ねて使用**する。

CAS登録番号	物質名称	材料	...	ニトリルゴム	ニトリルゴム	ニトリルゴム	天然ゴム (ラテックス)	フタルゴム	ネオプレンゴム	ポリビニル アルコール (PVA)	...	バイトン/ ブチルゴム	...	多層フィルム (LLDPE)	多層フィルム (EVOPH)	...
			厚さ (mm)	0.2	0.3	0.45	0.23	0.35	0.18 *0.13	-	0.3	0.062	0.06			
1308-38-9	酸化クロム (Ⅲ)			○	○	○	○	○	○	○		○		○	○	
1330-20-7	キレン			×	△	-	×	△	×	○		○		○	○	
149-57-5	2-エチルヘキサン酸			○	○	○	△	○	○	△		○		○	-	
75-07-0	アセトアルデヒド		...	×	×	×	×	×	×	△		△		○	○	
84-74-2	フタル酸ジ-n-ブチル			○	○	○	△	○	△	○		○		○	○	
96-29-7	ブタン-2-オン=オキシム			○	○	○	×	○	-	○		○		-	-	

混合物に対して、全ての物質に対して耐透過性能を示す材料を選択する。

CAS登録番号	物質名称	材料	...	ニトリルゴム	ニトリルゴム	ニトリルゴム	天然ゴム (ラテックス)	ブチルゴム	ネオプレンゴム	ポリビニル アルコール (PVA)	...	バ이트ン/ ブチルゴム	...	多層フィルム (LLDPE)	多層フィルム (EVOH)	...
		厚さ (mm)	...	0.2	0.3	0.45	0.23	0.35	0.18 *0.13	-	...	0.3	...	0.062	0.06	...
1308-38-9	酸化クロム (Ⅲ)		...	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	...	◎	...	◎	◎	...
1330-20-7	キシレン		...	×	△	-	×	△	×	◎	...	◎	...	◎	◎	...
149-57-5	2-エチルヘキサン酸		...	◎	◎	◎	△	◎	○	△	...	◎	...	◎	-	...
75-07-0	アセトアルデヒド		...	×	×	×	×	◎	×	△	...	△	...	◎	◎	...
84-74-2	フタル酸ジ-n-ブチル		...	◎	◎	◎	△	◎	△	◎	...	◎	...	◎	◎	...
96-29-7	ブタン-2-オン=オキシム		...	○	◎	◎	×	◎	△	-	...	◎	...	-	-	...

作業時間、作業分類から必要な
耐透過性能に応じて材料を選択する。

化学防護手袋 ●●-●●●

使用前に必ずこの説明書をよく読み、内容を十分ご理解のうえ、正しくご使用ください。

■用途

化学物質を取り扱う作業

■使用上の注意事項

	危険	XXX XXX
	注意	XXX XXX

① ■性能及び使用

- 規格 JIS T 8116:2005「化学防護手袋」適合品
- ② ●材質 ブチルゴム
- ③ ●耐浸透性 クラス2 (AQL 1.5)

●耐透過性

表1 耐透過性

標準試験化学物質	CAS No.	クラス
■■■■■	XX-XX-X	5
■■■	XXX-XX-X	6
■■■■■■■■■	XXX-XX-X	x
■■■■■	XX-XX-X	x
■■■	XXX-XX-X	2
■■■■■■■	XXX-XX-X	6

表2 耐透過性の分類

クラス	平均標準破過検出時間
6	> 480 min
5	> 240 min
4	> 120 min
3	> 60 min
2	> 30 min
1	> 10 min
x	不適合

④ ■使用前点検

XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
XXXXX

■保管

XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
XXXXXXXXXXXX

■手入れ方法

XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX

■廃棄

XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
XXXXXXXXXXXX

☑ 化学防護手袋の使用 チェックリスト →詳細は第4章を確認

■ 化学防護手袋を使用する際には以下の項目等に留意しましょう ☑して確認してみましょう

使用前の留意点

☐ 着用前の傷・穴あき確認

新品であっても傷や穴が空いている可能性がある。

【作業者】

手袋を開いて空気を入れ、袖口部分を折り返し、手袋内部の空気を閉める方法等で、漏れがないかを確認する。

☐ サイズ、アレルギーの確認

手袋のフィット感は作業性に大きく影響する。
また、手袋の材料によってはアレルギー反応を引き起こすことがある。

【作業者】

事前に数種類のサイズの手袋を試着し、手にあっているかを確認。また、事前の試着時に皮膚に異常がないかも併せて確認する。

☐ 手の状態確認

手袋は爪等の内部要因によって亀裂が入ってしまう可能性がある。手に傷がある場合、傷から化学物質が侵入してしまう可能性がある。

【作業者】

爪を適切に手入れすること
着用前には手を洗い、汚れを落とすこと
また、手の傷を確認し、必要に応じて医療機関を受診する。

使用中の留意点

☐ 設定した使用時間・方法を守る

手袋の選定時に設定した使用可能時間や使用方法を逸脱した使用は、化学物質の透過、浸透により手袋内部に侵入する可能性がある。

【保護具着用管理責任者】

事前に使用可能時間、使用方法を設定し、それらを作業者に周知する。

【作業者】

設定された使用方法から逸脱せずに使用する。一度でも磨耗、突刺し、引裂き、切創等の外的ダメージを直接受けた、またはそのおそれのある化学防護手袋は、たとえ外観に損傷がなくても、保護具着用管理責任者に申し出て交換する。

☐ かぶれやかゆみが生じたら使用をやめる

化学物質は気づかぬうちに手袋を透過・浸透している可能性がある。

【作業者】

手や腕にかぶれやかゆみ等が生じたら、使用をやめ、すぐに手を洗う必要がある。その後、管理者へ報告し、管理責任者へ報告し、指示を仰ぐ。

【保護具着用管理責任者】

管理者や管理責任者は必要に応じて医療機関の受診を勧める。

☐ 化学物質のたれを防止する

蒸気（ガス）状の化学物質も含め、化学物質が袖口から侵入する可能性がある。

【作業者】

作業に応じて袖口を不浸透性のテープで止める等の対応が必要である。

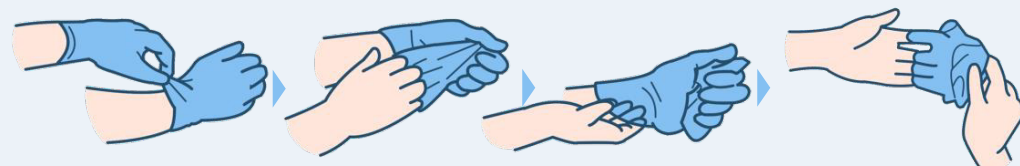


使用後の留意点

☐ 化学物質が付着しないように手袋を脱ぐ

手袋を脱ぐ際、手袋に付着している化学物質が身体に付着する可能性がある。

化学物質の付着面が内側になるように手袋を脱ぐ。



☑ 化学防護手袋の保守管理 チェックリスト

■ 化学防護手袋を保守管理する際には以下の項目に留意しましょう

→詳細は第5章を確認

☑して確認してみましょう

保管時の留意点

☐ 予備の手袋を常時備え付ける

手袋は状況によって、穴が空いてしまう等で使用不能になる可能性もある。

【保護具着用管理責任者】

事業場に備え付けてある保護具の在庫を定期的に確認し、定数より多く用意する必要がある。
手袋製品の使用時間は、手袋メーカーより示された性能に基づき、480分以内とすることや科学的根拠に基づき設定すること。

☐ 新鮮な環境で保管する

手袋は周囲の環境によって、性能に影響を受けることがある。例えば、湿気の高いところに保管してあると、手袋が次第に劣化してしまい、性能低下を引き起こしてしまうなどである。

【保護具着用管理責任者】【作業者】

乾燥した状態で保管すること。
なお、使用中の手袋は、有害化学物質の存在しない、高温多湿を避けた新鮮な空気環境中にて保管する。

廃棄時の留意点

☐ 二次ばく露の防止

手袋を脱いだ後、適切に処理をしないと、使用後の手袋から化学物質にばく露する可能性が生じる。

【保護具着用管理責任者】

事業場内での廃棄ルール（例えば、定められた容器または袋に入れ密閉する）を定め、作業者に周知する。

【作業者】

作業者はルールを遵守する。

☐ 定められた場所、方法での廃棄

化学物質が付着した手袋は一般のごみとしては廃棄でない。必ず産業廃棄物として廃棄する必要がある。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃掃法）や自治体の条例等に従い、廃棄することが必要となる。

(8) 熱中症対策について

STOP！熱中症 クールワークキャンペーン

職場での熱中症により毎年約20人が亡くなり、
約800人が4日以上仕事を休んでいます。

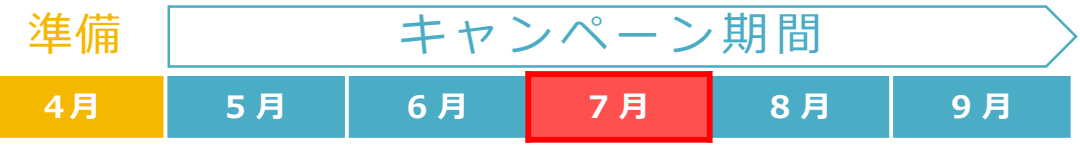


労働災害防止キャラクター

チュウイカン



キャンペーン
実施要項



重点取組

準備期間（4月）にすべきこと

きちんと実施されているかを確認し、チェックしましょう

☐ 労働衛生管理体制の確立	事業場ごとに熱中症予防管理者を選任し熱中症予防の責任体制を確立
☐ 暑さ指数の把握の準備	JIS規格に適合した暑さ指数計を準備し、点検
☐ 作業計画の策定	暑さ指数に応じた休憩時間の確保、作業中止に関する事項を含めた作業計画を策定
☐ 設備対策の検討	暑さ指数低減のため簡易な屋根、通風または冷房設備、散水設備の設置を検討
☐ 休憩場所の確保の検討	冷房を備えた休憩場所や涼しい休憩場所の確保を検討
☐ 服装の検討	透湿性と通気性の良い服装を準備、送風や送水により身体を冷却する機能をもつ服の着用も検討
☐ 緊急時の対応の事前確認	緊急時の対応を確認し、労働者に周知
☐ 教育研修の実施	管理者、労働者に対する教育を実施

【主催】厚生労働省、中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会、一般社団法人全国警備業協会 【協賛】公益社団法人日本保安用品協会、一般社団法人日本電気計測器工業会 【後援】関係省庁（予定）

キャンペーン期間（5月～9月）にすべきこと

STEP
1

暑さ指数の把握と評価

- ☐ JIS規格に適合した暑さ指数計で暑さ指数を随時把握
- 地域を代表する一般的な暑さ指数（環境省）を参考とすることも有効



環境省
熱中症予防情報
サイト

STEP
2

測定した暑さ指数に応じて以下の対策を徹底

☐ 暑さ指数の低減	準備期間に検討した設備対策を実施
☐ 休憩場所の整備	準備期間に検討した休憩場所を設置
☐ 服装	準備期間に検討した服装を着用
☐ 作業時間の短縮	作業計画に基づき、暑さ指数に応じた休憩、作業中止
☐ 暑熱順化への対応	熱に慣らすため、7日以上かけて作業時間の調整 ※新規入職者や休み明け労働者は別途調整することに注意
☐ 水分・塩分の摂取	水分と塩分を定期的に摂取（水分等を携行させる等を考慮）
☐ プレクーリング	作業開始前や休憩時間中に深部体温を低減
☐ 健康診断結果に基づく対応	次の疾病を持った方には医師等の意見を踏まえ配慮 ①糖尿病、②高血圧症、③心疾患、④腎不全、⑤精神・神経関係の疾患、⑥広範囲の皮膚疾患、⑦感冒、⑧下痢
☐ 日常の健康管理	当日の朝食の未摂取、睡眠不足、前日の多量の飲酒が熱中症の発症に影響を与えることを指導し、作業開始前に確認
☐ 作業中の労働者の健康状態の確認	巡視を頻繁に行い声をかける、「バディ」を組ませる等労働者にお互いの健康状態を留意するよう指導
☐ 異常時の措置	少しでも本人や周りが異変を感じたら、必ず一旦作業を離れ、病院に搬送する（症状に応じて救急隊を要請）などを措置 ※全身を濡らして送風することなどにより体温を低減 ※一人きりにしない

重点取組期間（7月）にすべきこと

- ☐ 暑さ指数の低減効果を再確認し、必要に応じ対策を追加
- ☐ 暑さ指数に応じた作業の中断等を徹底
- ☐ 水分、塩分を積極的に取らせ、その確認を徹底
- ☐ 作業開始前の健康状態の確認を徹底、巡視頻度を増加
- ☐ 熱中症のリスクが高まっていることを含め教育を実施
- ☐ 体調不良の者に異常を認めたときは、躊躇することなく救急隊を要請

5

関係機関等のご案内

(1)労働災害防止団体・関係機関等

労働災害防止関係団体

名 称	所 在 地	電 話
(一社)徳島県労働基準協会連合会	徳島市北佐古一番町 5-12 号 徳島県 J A 会館 8 階	088-634-1266
建設業労働災害防止協会 徳島県支部	徳島市富田浜 2 丁目 10 徳島県建設センター内	088-622-3113
陸上貨物運送事業労働災害防止協会 徳島県支部	徳島市北田宮 2 丁目 14-50 徳島県トラック会館内	088-632-4662
林業・木材製造業労働災害防止協会 徳島県支部	徳島市西新浜町二丁目 3 番 102 号 徳島県森林組合連合会内	088-676-2200
港湾貨物運送事業労働災害防止協会 徳島小松島港支部	徳島市南末広町 6-50	088-654-2061
(一社)日本ボイラ協会 徳島支部	徳島市徳島本町 3 丁目 13 大西ビル 4 階	088-625-1158
(公社)建設荷役車両安全技術協会 徳島県支部	徳島市南前川町 4 丁目 14 船橋設計ビル 2 階	088-622-8243
(一社)日本労働安全衛生コンサルタント会 徳島支部	徳島市南沖洲 1 丁目 7-48-6 あずみ労働安全コンサルタント事務所内	088-635-0502
(独)労働者健康安全機構 徳島産業保健総合支援センター	徳島市幸町 3 丁目 61 徳島県医師会館 3 階	088-656-0330
徳島地方労働基準協会	徳島市中洲町 1 丁目 8 番地 6 中洲 Y. I. ビル 3 階	088-678-2410
鳴門労働基準協会	鳴門市撫養町斎田字西発 73-3	088-685-7004
三好労働基準協会	三好市池田町マチ 2425-1	0883-72-1857
阿南地方労働基準協会	阿南市富岡町内町 164 内町会館 2 階	0884-22-6982

特定機械等検査機関

名 称	所 在 地	電 話
(一社)日本ボイラ協会 香川検査事務所 徳島駐在事務所	徳島市徳島本町 3 丁目 13 大西ビル 4 階	088-626-1256
(一社)日本クレーン協会 香川検査事務所 徳島分室	徳島市徳島町城内 6-38 里理ビル 2 階 202	088-625-1564

作業環境測定機関

機 関 名	所 在 地	電 話	作業場の種類
東邦化工建設(株)徳島事業所 分析事業部徳島分析センター	徳島市応神町吉成字只津 37-19	088-641-2365	個, 1, 3, 4, 5
(株)イーアンドイー・リサーチ	徳島市川内町平石古田 260-2	088-666-2330	1, 3, 4, 5
(一社)徳島県薬剤師会	徳島市中洲町 1 丁目 58-1	088-655-1112	3
(株)環境防災	徳島市鮎喰町一丁目 57	088-632-0111	個, 1, 3, 4, 5

(注):「作業場の種類」欄の数字は、作業環境測定法施行規則別表の各号に対応する作業環境測定を行うことができる作業場の種類である。なお、「個」は個人サンプリング法実施可能機関である。

(2) 徳島労働局登録教習機関

(令和6年4月1日現在)

行うことができる技能講習又は教習	登録教習機関
木材加工用機械作業主任者技能講習	①
乾燥設備作業主任者技能講習	①
コンクリート造の工作物の解体等作業主任者技能講習	⑥
地山の掘削及び土止支保工作業主任者技能講習	②
はい作業主任者技能講習	③ ⑪
型枠支保工の組立て等作業主任者技能講習	② ⑤ ⑩
足場の組立て等作業主任者技能講習	② ⑤ ⑨ ⑩
木造建築物の組立て等作業主任者技能講習	② ⑤ ⑩
建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者技能講習	⑤ ⑥
化学設備関係第一種圧力容器取扱作業主任者技能講習	④
普通第一種圧力容器取扱作業主任者技能講習	④
床上操作式クレーン運転技能講習	① ⑭
小型移動式クレーン運転技能講習	① ⑦ ⑪ ⑫ ⑭ ⑰
ガス溶接技能講習	① ⑫ ⑬ ⑭
フォークリフト運転技能講習	③ ⑦ ⑧ ⑪ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱
車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転技能講習	② ⑪ ⑰
車両系建設機械（解体用）運転技能講習	②
不整地運搬車運転技能講習	②
高所作業車運転技能講習	② ⑦ ⑭
玉掛け技能講習	① ② ⑤ ⑦ ⑨ ⑪ ⑫ ⑭ ⑰ ⑱
ボイラー取扱技能講習	④
移動式クレーン運転実技教習	⑦
鉛作業主任者技能講習	①
特定化学物質等作業主任者技能講習	①
石綿作業主任者技能講習	① ② ⑥ ⑱
有機溶剤作業主任者技能講習	①
酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習	①
金属アーク溶接等作業主任者限定技能講習	① ② ⑥

No.	機関名	郵便番号	所在地	電話番号
①	一般社団法人徳島県労働基準協会連合会	770-0011	徳島市北佐古一番町5-12 J A 会館 8 階	088-634-1266
②	建設業労働災害防止協会徳島県支部	770-0931	徳島市富田浜二丁目10 徳島県建設センター内	088-622-3113
③	陸上貨物運送事業労働災害防止協会徳島県支部	770-0003	徳島市北田宮二丁目14-50 徳島県トラック会館	088-632-4662
④	一般社団法人 日本ボイラ協会徳島支部	770-0854	徳島市徳島本町三丁目13 大西ビル 4 F	088-625-1158
⑤	職業訓練法人阿波徳島職業訓練協会	771-0142	徳島市川内町沖島456 建設労働組合会館内	088-665-2220
⑥	協同組合徳島県解体工事業協会	770-0931	徳島市富田浜二丁目10 徳島県建設センター5階	088-626-7201
⑦	中央技能講習所株式会社	770-0873	徳島市東沖洲一丁目1-3	088-664-6630
⑧	N D S 資格講習センター（鳴門自動車教習所）	772-0035	鳴門市大津町矢倉字五ノ越18	088-685-3144
⑨	田村工業株式会社	770-0064	徳島市不動西町4丁目2334-1	088-634-1280
⑩	職業訓練法人徳島県建設職業訓練協会	770-0005	徳島市南矢三町 3 丁目3-29	088-632-1351
⑪	徳島県立農林水産総合技術支援センター	779-3233	名西郡石井町石井字石井1660	088-674-3119
⑫	独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構徳島支部 徳島職業能力開発促進センター	770-0942	徳島市昭和町 8 丁目27-20	088-654-5102
⑬	徳島県商工労働部産業人材育成センター	770-8570	徳島市万代町 1 丁目1	088-621-2352
⑭	株式会社 徳島中央自動車教習所	770-0862	徳島市城東町 1 丁目7-42	088-623-0003
⑮	株式会社 鴨島フォークリフトセンター	776-0010	吉野川市鴨島町鴨島640-6	0883-25-9002
⑯	株式会社 脇町自動車学校	779-3620	美馬市脇町馬木787- 2	0883-52-3755
⑰	那賀町林業テクノスクール	771-5408	那賀郡那賀町吉野字弥八かへ23	0884-62-1175
⑱	株式会社 P C T 建機教習センター 徳島会場	771-1220	板野郡藍住町東中富字龍池傍示52-6 T O P 藍住 I C C 号室	088-676-2330
⑲	株式会社 ハウジングエージェンシー	160-0023	東京都新宿区西新宿七丁目16番 6 号	03-3361-4076

(3) 登録特定自主検査業者

① 厚生労働大臣登録

① 厚生労働大臣登録				令和6年5月1日時点							
登録番号	検査業者の氏名又は名称	住所又は所在地	電話番号	特定自主検査を行える機械の種類							
				車両系建設機械				動力プレス	フォークリフト	不整地運搬車	高所作業車
				整地・運搬・積込・掘削及び解体用	基礎工事用	締固め用	コンクリート打設用				
労41	コマツカスタマーサポート（株） 徳島支店	徳島市論田町新開66－52	050-3486-7171	●		●			●	●	
	コマツカスタマーサポート（株） 徳島西営業所	美馬市美馬町字上野52－1	050-3486-7172	●		●			●	●	
労45	四国建販（株） 徳島支店	徳島市大松町榎原外83－2	088-669-5332	●	●	●				●	
	四国建販（株） 穴吹営業所	美馬郡穴吹町三島字三谷262－1	0883-52-2017	●	●	●				●	
	四国建販（株） 阿南営業所	阿南市見能林町青木115－1	0884-22-5246	●	●	●				●	
労52	ロジスネクスト四国（株） 徳島支店	板野郡藍住町奥野字長江口75－5	088-692-7701	●					●	●	●
労280	喜多機械産業（株） 徳島中央営業所	徳島市庄町3－16	088-631-3008	●	●	●			●	●	
	喜多機械産業（株） 徳島東営業所	徳島市津田海岸町1125－30	088-636-1100	●	●	●			●	●	
	喜多機械産業（株） 藍住営業所	板野郡藍住町矢上字川向27	088-692-5171	●	●	●	●		●	●	●
	喜多機械産業（株） 鳴門営業所	鳴門市撫養町木津字餘庄須63－3	088-683-0870	●	●	●			●	●	
	喜多機械産業（株） 穴吹営業所	美馬市穴吹町三島字三谷224－1	0883-53-0005	●	●	●			●	●	
	喜多機械産業（株） 三好営業所	三好郡東みよし町足代4016－1	0883-76-5100	●	●	●			●	●	
	喜多機械産業（株） 阿南営業所	阿南市見能林町勘高原21－1	0884-23-3345	●	●	●			●	●	
	喜多機械産業（株） 相生営業所	那賀郡相生町吉野33－1	08846-2-3177	●	●	●			●	●	
	喜多機械産業（株） 穴喰営業所	海部郡海陽町穴喰浦170－1	0884-76-3529	●	●	●			●	●	
労338	コベルコ建機日本（株） 中四国支社 徳島工場	鳴門市大麻町牛屋島字水門脇93－1	088-676-2007	●	●	●				●	
労353	（株）クボタ建機ジャパン 徳島営業所	阿波市西条字築地108－1	088-696-4545	●	●	●				●	
労361	日立建機日本（株） 徳島営業所	徳島市論田町新開66－92	088-978-9411	●	●	●				●	●
労466	王子物流（株） 富岡事業所	阿南市豊益町吉田1丁目1番地	0884-23-6241						●		

② 徳島労働局長登録

(令和6年5月現在)

登録番号	検査業者の氏名又は名称	住所又は所在地	電話番号	特定自主検査を行える機械の種類							
				車両系建設機械				動力プレス	フォークリフト	不整地運搬車	高所作業車
				掘削及び解体用	整地・運搬・積込、	基礎工事用	締固め	コンクリート打設			
徳2	阿波ヤンマー（株）	徳島市津田海岸町5番51号	088-663-1161	●	●	●				●	
徳13	トヨタL&F徳島（株）	徳島市昭和町8丁目17の1	088-626-0422	●					●		
徳15	（有）木留リース	名西郡石井町浦庄字下浦757の1	088-674-0243	●						●	
徳17	高橋建機（有）	徳島市西新浜町2丁目3の73	088-663-2330	●	●	●				●	
徳20	大橋自動車	徳島市南矢三町2丁目8の15	088-631-2380						●		
徳21	（有）加古自動車	徳島市昭和町7丁目28の1	088-625-2315	●	●	●			●	●	
徳24	（株）徳島建機	阿南市那賀川町黒地314－1	0884-42-1454	●	●	●			●	●	
徳29	（株）サンテック	徳島市論田町元開24の1	088-662-1933	●	●	●			●	●	
徳30	（有）福島モータース	徳島市住吉3丁目11の26	088-652-3307	●						●	
徳31	（株）エヌテック	鳴門市撫養町木津字川瀬1356－9	088-684-4877					●			
徳32	（協）徳島自動車	徳島市出来島本町3丁目36	088-654-7701						●		●
徳33	中央自動車（株）	徳島市東沖洲1丁目1－3	088-636-0508	●	●	●	●		●		●
徳45	ブル建機（株）	徳島市国府町桜間字家内田16－4	088-642-6234	●	●	●				●	●
徳48	徳南自動車工業（株）	阿南市津乃峰町長浜134の1	0884-27-0464						●		
徳50	東洋自動車	徳島市南島田町1丁目17の6	088-632-0534						●		●
徳52	（有）那賀重機コンサルタント	那賀郡那賀町大殿字下モ川端8－1	0884-67-0745	●		●				●	
徳54	（株）西部	三好市池田町州津中津1941	0883-72-1406	●	●	●			●	●	
徳56	三ツ葉産業（株）	阿南市楠根町津越185	0884-25-0226						●		
徳60	縣南自動車整備（株）	阿南市宝田町荒井17	0884-22-0977		●				●		●
徳63	（有）ロータス中央	吉野川市山川町川田640の4	0883-42-2274						●		
徳65	原田建機サービス 原田一男	海部郡牟岐町大字川長字新光寺97－1	0884-72-1919	●	●	●				●	
徳67	エイコー機械 津永幸宏	美馬市穴吹町三島字舞中島1729－1	0883-52-1790	●	●	●					●
徳70	徳島総合自動車（有）	徳島市北矢三町1丁目2－75	088-631-5645								●
徳73	（株）矢野商店	徳島市両国橋35－1	088-663-2355	●		●				●	●
徳74	（有）ダイテック	徳島市国府町早淵796－2	088-642-1124	●	●	●			●	●	
徳75	（有）塩田車輛	美馬郡つるぎ町半田字松生289－1	0883-64-2733						●		
徳76	（株）藤川自動車	板野郡藍住町住吉字千鳥ヶ浜65番地の1	088-692-5237						●		
徳77	合同会社 吉本機工	美馬市美馬町字山嫁坂116の10	0883-63-5040	●	●	●				●	
徳79	販眞モータース	三好市三野町勢力348－3	0883-77-4851	●	●	●				●	
徳80	（株）拓伸自動車	徳島市国府町北岩延老里塚6番地1	088-677-6063		●				●		●
徳84	芳田機械サービス	阿南市那賀川町芳崎405	0884-42-1236	●	●	●				●	
徳85	四国メンテナンス（株）	吉野川市山川町湯立193番地1	0883-42-6110	●	●	●			●	●	
徳86	（株）児島エンジニアリング	吉野川市川島町児島字呉島47	090-3180-3355	●	●	●			●	●	
徳87	佐藤機械	阿南市横見町長岡後15番地8	0884-23-0164	●	●	●				●	
徳88	シンニチエンジニアリング（株）	板野郡板野町大坂字棕木原7番地1	090-4781-9131					●			
徳89	フォークリフトサービス四国（株）	阿南市那賀川町上福井藤島177番地4	0884-24-9177	●					●		
徳92	エイトテック 浜田嘉則	徳島市川内町上別宮東82－2	090-5710-5883	●	●	●			●	●	
徳93	合同会社ユースフルリペア	鳴門市大麻町川崎413番地1	088-624-8145	●	●	●					●
徳94	（株）山本鉄工所	小松島市金磯町8番90号	0885-32-1766					●			
徳95	（株）双葉自動車	徳島市論田町新開66－81	088-663-1020						●		

6 徳島労働局・各労働基準監督署窓口一覧

(1) 徳島労働局の相談窓口		
労働基準部		
監督課	088-652-9163	法定労働条件の確保、監督指導・司法事件の総合調整等
健康安全課	088-652-9164	労働災害防止、労働者の健康確保、職場環境改善対策等
賃金室	088-652-9165	最低賃金・最低工賃の決定、賃金制度に係る指導等
労災補償課	088-652-9144	労災保険給付、被災労働者の社会復帰、遺族補償等
FAX(労働基準部共通)	088-622-3570	
雇用環境・均等室	088-652-2718	女性の活躍促進、働き方改革対策、個別労働紛争支援、 男女の雇用機会均等対策、育児・介護休業促進対策、 マタハラ・セクハラ・パワハラ・解雇、各種助成金等の相談等
FAX	088-652-2751	
【労働相談専用ダイヤル】	088-652-9142	

(2) 労働安全衛生情報のリンク先	
厚生労働省ホームページ	http://www.mhlw.go.jp/index.html
【安全衛生関係リーフレット等】	
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/gyousei/anzen/index.html	
【安全衛生関係主要様式】	
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/anzeneisei36/index.html	
【安全衛生関係統計・災害事例】	
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/toukei.html	
【あんぜんプロジェクト】	
https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzenproject/index.html	
【職場における化学物質対策について】	
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/anzeneisei03.html	
【職場における安全対策】	
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/anzeneisei01.html	
【第三次産業の労働災害防止対策について】	
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000053858.html	
【こころの耳】～働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト	
https://kokoro.mhlw.go.jp/	
【ストレスチェック等の職場におけるメンタルヘルス対策・過重労働対策等】	
https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei12/	
【治療と仕事の両立について】	
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000115267.html 又は https://www.johas.go.jp/	
【職場における受動喫煙防止対策について】	
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/kitsuen/index.html	
【免許試験合格者等のための免許申請書等手続きの手引き】	
https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11300000-Roudoukijunkyokuanzeneiseibu/0000104834.pdf	
【職場の安全サイト】～安全衛生優良企業公表制度	
http://anzeninfo.mhlw.go.jp/shindan/shindan_index.html	
【アスベスト(石綿)情報】	
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/sekimen/index.html	
【派遣労働者の労働条件・安全衛生確保のために】	
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/gyosyu/topics/tp090401-1.html	

7 統一ロゴマークの推奨

徳島・香川・愛媛・高知労働局による「誰もが安心して健康に働くことができる社会」を実現するための「統一ロゴマーク」使用を促進しています。

四国4県の労働局では、「誰もが安心して健康に働くことができる社会」を実現するため、「Safe Work」をキャッチフレーズとした統一ロゴマークを定め、労働災害の防止に向けた気運の向上を図るとともに、労働災害防止推進計画の取組を強力に推進しています。

ロゴマークについては、「労働災害防止活動の推進」、「事業場内外の安全意識の高揚」など事業場での積極的な活用も推進します。

なお、ロゴマークの「Safe Work」は、「労働災害を防止し『安全・安心』な職場を実現する」との意思を示すもので、国連の専門機関であるILO（国際労働機関）においても使用されているフレーズです。「K」の文字は、安全確認のための指差し呼称をする人物を模したものとされています。



